

### 3 『ニューズレター』

---



# ニユズレター

全国公共図書館協議会

ニユズレターの刊行にあたって  
 銀 栗野定通  
 新年あめでとうございませう。  
 今年もまた新しい一歩を加うべく努力したいと思っておりますので、皆様の ご協力をお願い申し上げます。  
 新しい年とともに図書館界にもまたおのずから重きが出ようかと思われまますが、その右かたにあって、公共図書館の占める地位と責任は常に重いと云えまじう。それだけに、都道府県立図書館相互における意思の疎通は重要であると思えますが、その前提となるのは情報の共有

であらうと考えております。  
 このたび、かたの試みとして二にお届けするよう形の「ニユズレター」を発行することといたしました。図書館界およびその周辺に関する情勢・情報を定期的に皆様にご連絡するためのものであります。  
 似たようなものとしてすでに全国図の「会報」がおりますが、体裁・経費の関係から、そう頻りに発行できないといううらみがありました。今回の試みは「会報」の欠を補うものという位置づけをしたいと思いますと考えております。  
 従って「ニユズレター」は1年毎に発行して取り扱う、その代り、専らごときに随時、都道府県立館長ごんに直接お届けするというものにしたのであります。どうかご批評とご協力を原原いたしませう。

昭和53年1月10日発行

## 昭和53年度国家予算の内示

7%の経済成長確保、景気浮揚型のかけ声とともに、53年度国家予算案1次内示が、昨年末12月23日発行された。  
 公共図書館関係の要求項目は、  
 ①公立図書館施設費補助、引館分、単価 4,500万円の13億9,500万円、②図書館活動促進費補助、150ヶ所分 1億8,000万円、③教育方法改善設備費補助、1億9,200万円—BM補助などはこれに含まれる—の3本である。全額は無理としても、前年度にくらべて多少の伸びはあるだろうと期待もする。23日の1次内示では、すべて今年度どうり。二のあと、2次、3次の復活を経て、最終的に別表のとりの伸びをみることは出来たわけであるが、予想以上の伸びではない。

全公団事務局：都立中央図書館内 TEL 03-442-8451(内)283 (7)

まず、①施設費補助。館数は今年度とりの20館で、単価が4,200万円から4,500万円に伸び総額9億円(今年度には比し6,000万円の増)。  
 ②活動促進費補助は、文部省社会教育局が来年度予算の目玉のひとつとして要求していたものであるが、今年度には比し2倍以上の47ヶ所分に増えた(1ヶ所150万円の各補助で75万円)。これは、これまでのBM用資材費補助と点字資料補助を組み替えて対象を拡大した5つの事業にニュー方式で補助しようというものである。右のうち  
 下、読書情報の提供—蔵目の作成や、新着送配などの作成費  
 1. 読書指導に関する相談や

資料編

研修の実施  
 主要講座等グループ活動の育成  
 Ⅱ.巡回活動—BMや巡回文庫—の実施  
 不障害者サービスの実施  
 である。補助の内容や条件はよくわかったことは、要項を作成し、2月に東京で開催する全国都道府県社会教育主管部課長会で説明するとのこと。  
 ③教育方法改善設備補助は、図書館だけでなく、全社会教育施設を対象とするものであるが、二の中に、いままでのBM(移動図書館車)補助が組みこまれたほか、今年度要求してはどうかのマイクローター・プリンターなどの補助も入っている。二の項目は全体として

今年度とりの(節約—予算保留—で実質的に削減)。右か、内容的には未定の部分もあり、くわしい補助要項は、同じく、2月の部課長会で明らかにせよと思われる。  
 右か、①の施設費補助については、今年度(52年度)館数が予想以上に多く、文部省としても既に苦慮したといういきさつがあり、来年度についても不安がある。52年6月現在の調査で60館以上の計画があったわけである。二山について、社会教育課の説明では、来年度は、館数は多いが、一館あたりの面積が小さくはなっている。金額的には二山でまにあう見出しだ、ということであった。右か、今年度(52年度)の交付決定状況は次のとおりである。

昭和52年度図書館施設費補助交付決定一覧

施設名	施設規模	補助金	施設名	施設規模	補助金
(北) 瑞野町立図書館	RS 521	4,000	(山) 工崎市立図書館	RC 1,544	35,000
(川) 歌志内市立 "	RS 496	8,000	(愛) 名古屋市立 "	RC 1,102	26,000
(岩) 陸前高田市立 "	AC 891	20,000	(山) 三好市立 "	RC 498	8,000
(宮) 多賀城市立 "	RC 1,537	35,000	(滋) 守山市民 "	RC 606	13,000
(川) 若川市 "	RC 1,518	35,000	(大) 柏原市立 "	RC 1,387	30,000
(福) 小山市立 "	RC 928	22,000	(川) 下阪市此花 "	RC 708	18,000
(群) 群馬県立 "	RC 6,681	100,000	(川) 寝屋川市中央 "	RC 2,528	60,000
(埼) 岩槻市中央 "	RC 1,020	24,000	(京) 五条市立 "	RC 761	18,000
(千) 千葉市中央区 "	RC 1,200	28,000	(鳥) 鳥取県立米子 "	RC 9,948	40,000
(山) 流山市立 "	RC 1,527	35,000	(福) 福山市松永 "	RC 951	22,000
(京) 柏江市立中央 "	RC 1,623	35,000	(山) 久賀町立久賀 "	RC 385	8,000
(川) 文京区水道端 "	RC 1,771	38,000	(香) 香取市立 "	RC 951	22,000
(神) 川崎市多摩 "	RC 1,055	24,000	(長) 平戸市立 "	RC 372	8,000
(津) 新津市 "	RC 1,213	28,000			
(山) 小千谷市立 "	RC 1,615	35,000	計 31 館		843,000
(石) 七尾市立 "	RC 1,049	24,000			
(福) 武生市立 "	RC 1,229	28,000			
(長) 穂川村立 "	RC 433	8,000			

※ 交付決定の総額843,000円は、年度当初に行われた交付内示の総額780,000円に比し、5,000千円増となっている。右か、予算額840,000円に比して3,000千円多い額である。  
 BM・BM資料・点字資料については次号。

◎昭和53年度当初予算内示一覧表——文部省社会教育司所管分科別材料——

事	項	53年度 要求額	52年度 予算額	53年度 内示額	備	考
公民館等社会教育施設の整備		13,670,000	7,616,000	9,949,000	449	
(1) 公民館		10,000,000	5,764,000	7,344,000	449	希望費262→306(単価2200円) (53年) (52年) →2400
(2) 県立総合社会教育施設		100,000	0	100,000		新規1館分
(3) 公立図書館		1,395,000	840,000	900,000		館数20→20 単価4,000→4,500
(4) 公立博物館		675,000	252,000	420,000		6→10 42,000→45,000
(5) 公立青年の家		270,000	168,000	225,000		4→5 42,000→45,000
(6) 公立少年自然の家		840,000	550,000	720,000		5→6 110,000→120,000
(7) 公立視聴覚センター		90,000	42,000	90,000		1→2 42,000→45,000
(8) 公立中央図書館		300,000	0	300,000		新規2館分
社会教育施設部施設整備費補助		424,800	187,800	203,580		2024所→2207所 11所増 (52年) (53年) 190,400円/2 細格 227所分→442所 197所→237所
(1) 公民館活動費						0
(2) 図書館活動費(組替)						
(3) 博物館活動費						
(4) 青少年施設活動費(新規)						
教育行政改善設備の整備		192,000	84,097	81,995		
(1) 教育行政改善費		150,000	71,310	69,527		前年度より(増)増額(1.53成)
(2) 巡回活動促進設備費		42,000	12,787	12,468		422台分 3000円/台補助

(注) ① 52年度予算は、BIM用資料費補助と点字資料等の補助で、それと53年度の  
要求内容に算入すると227所分になる。  
② 視聴覚センター・ライブラリー、公民館、図書館、博物館などに、マイク・  
リコー装置などを備えられたるの補助。  
③ 図書館、視聴覚センター・ライブラリーのBIM、搬送車の補助。

(3) 社会教育司所管指導者海外派遣費補助は、初年度予算の中に組み込まれ、53  
年度は40人分として15,880千円(前年度と対比)に増額し、在任し断りにより実働的には減)の  
認められた。補助対象には、司書長と図書館職員も、もちろん含まれる。各県2名  
以内で、毎年5月上旬、各都道府県教育長(社会教育指導者)に2名ずつ依頼が送られる。

ニエス  
レター

No.2

全公園

公共図書館に関する便覧(マニエール)の作成と準備中 ▶▶▶▶ ニエスコ ▶▶▶▶ イフラ

イフラ(IFLA)では現在ニエスコが作成する上記「便覧」のための原稿を準備中である。「便覧」の内容は別添のとおりで、多くの国々の公共図書館システムを取材し、日本もその中に含まれる予定。日本では現在国立国会図書館が原稿をとりまとめ中である。

ついで、次の各章を組みこまれるよう公共図書館に関する各地の最新の情報と、ぜひ国会館にお寄せいただいたこと。期限は53年3月上旬まで。

グネスコ便覧—IFLAとの契約  
市民のための進展する公共図書館  
サービス (内容の概要)

第1章  
図の発展と助けをために公共図書館  
システムが果たす役割

公共図書館の発展と 第三世界諸国;  
公共図書館の発展と 発展途上国;  
公共図書館 システムからの利益;  
図書館発展への障害; システムの組織と発展の選択; 文盲問題

第2章  
公共図書館システム計画  
計画の重要性と一般原則;  
現実的な目標と目的の設定;  
図書館システムの全国的調査

第3章  
管理と統制  
地方、地域、州、国の政府の役割;  
公共図書館と情報システムとの関係;  
諮問および政策立案機関の役割;  
官庁関係レポート; 責任

第4章  
財政援助  
政府および非政府からの財政援助の有無; システムの目標および目的の財政援助との関係; 援助の方法; 財政的  
必要の見積り; 援助の安定性の重要性; 図書館援助の教育関係当局の援助との関係

第5章  
公共図書館関係立法  
関係法の基本的な規定と特徴; 最近の立法のいくつかの例; システム関係法の発展; システムの下部組織のための規定;  
職員トレーニング; 図書館員の専門的地位の認知; 法定納本、輸入特権; 基準

第6章  
公共図書館システムの構成  
地方及び都公地の公共図書館システム;  
地方あるいは州単位のシステム; 連合システム  
システム構成のその他の形態; 国立図書館の役割

第7章  
読者向けサービスの管理  
リファレンス及び情報サービス; 読者資料



の選択;児童向けサービス;成人及び青年向けサービス;老人及び身体障害者向けサービス;読書及び出版の振興;文盲者に対するサービス;講演、視聴覚資料及びそのサービスに対する設備;ラジオ、テレビジョン、テレックス、新聞、その他の通信手段の利用

第8章 技術的サービスの管理  
局部的な、及び集中化された資料収集;目録と分類;資料整理;製本と補修;修復と保管;資料利用の管理;逐次刊行物の管理;図書館間貸借と親子;集中保管;通信システム

第9章 コレクションの拡充と資料収集分担  
現存している資料の確認、資料の強い点と弱い点を明らかにすること;コレクション拡充計画の作成;その計画の実施

第10章 行政的サービス  
予算の作成と管理;基準の利用;募集とトレーニング;システム運営の全般的管理

建築計画とデザイン;設備と用品の選択と購入;記録の保存;レポートの作成

第11章 システム運営の評価  
評価の重要性;規格の使用;データの収集と報告;レポートの分析と解釈;変更と改善

第12章 職員教育とトレーニング  
基本的な公共図書館トレーニングの必要性;報酬と給与への満足度;研修旅行;ワークショップ;デモンストレーション;図書館協会及び図書館学校の役割

第13章 公共図書館システムの将来への展望  
OE3世界諸国で二ヵ年間に達成された諸課題及び現在行われている諸発展の展望と評価。市民への機会の拡大。そのための新しい同技術の利用。国際的な援助計画のあり方など。

\*1月31日の会議で配布された資料のうち、関連するものを抜粋して次ページ以降に添付しました(事務原簿)。

全国社会教育主管部課長会議  
開かれた(53年度予算案説明会)

53年1月31日(於東京青山会館)

この席で、望月社会教育局長、山中社会教育課長は、二ごごも、次のとおり語った。(図書館に関する部分のみ抜粋)

建設備補助について  
“自治省が中なる定数増を伴うものについては抑制するよう文書で申し入れていたため、図書館、博物館については苦勞した。人件費を理由に文化施設の設置を抑制するということには不満がある。”

施設活動促進費補助について  
“図書館は本を讀みにくる人だけでなく、積極的に社会に出ていくサービスしてほしい。施設を作ってしまったら後は施設がかせいでいくと、広くサービスがゆきわたる。サービスのチャンネル作りには県の行政当局も力を貸してもらいたい。”

\*フック

昭和53年度概算査定事項別表

文部省社会教育局

事項	前年度予算額	本年度定額	比較額(減額)	備考
文部本省一般行政に必要経費	8,528	8,134	△ 394	(前年度) (4,071)
社会教育局事務処理	1,613	17,022	△ 2,116	8,783
調査	0	1,452	1,452	(10,167) 8,239
オリビック配合青少年総合センター調査員養成計画	0	1,452	1,452	1ヵ所 5ヵ所→4ヵ所 (新規)
審議会等に必要経費	20,523	21,838	1,315	調査委員会 20人 年10回
社会教育審議会	1,770	15,880	△ 1,821	社会教育主管部海外派遣 40人 定額補助
教職員研修等に必要経費	36,455	38,007	1,552	(35,655) 38,566
学校長等の研修等	65,446	62,451	△ 2,995	(1,400) 1,421
教員海外派遣	1,743,000	1,916,250	173,250	1. 社会教育主管部講習 20大学等 2. 図書館司書講習 1大学
社会教育指導の充実強化	571,200	601,800	30,600	1,000人×12月→1,050人×12月 50人×9月
社会教育主管部補助	2,037,032	2,064,706	27,674	年額 ③3,360円→③3,650円 補助率 定額(負担相)
社会教育指導施設費補助	971,503	877,091	△ 94,412	2,800人×12月→2,800人×12月 200人×9月 月額 ④17円 定額補助
生涯教育の振興に必要な経費	2,037,032	2,064,706	27,674	(200,550) 197,488
生涯教育指導費補助	971,503	877,091	△ 94,412	1. 社会教育指導者研修費 補助率 定額(負担以内) 2. 学習情報・教材提供費 補助率 定額(負担以内) 20所→50所 ④4,212,000円→④1,628,000円 補助率 定額(負担以内) 事業内容 【生涯教育情報提供 10所→20所】 【郷土学習教材制作 10所】

事	項	前年度予算額	55年度末定額	比較増△減額	備	考
施設費補助 社会教育施設費		7,618,000	11,088,800	3,472,800	2. 遊学館施設整備費 1.5万 @3,000円 補助率 定額(以下以内)	(127,877) 12,468
					1. 公民館等(遊学館)施設整備費 (1) 公民館 3.62館→3.06館 @2,000円 @2,400円 (2) 公民館(5.34年度感測化分) 1,130,000 5.2年度補正予算(公民館7.6館) 1,672百万円(一部) 1.6万→1.5万(1.5万)費で公民 館3.82館, 9010百万円となる。 (5) 県立総合社会教育施設 100,000 1館 @1,000,000円 (840,000) 2. 公民館併置 200,000	(5,784,000) 5,884,000 1,344,000
同和教育の振興に必要経費 同和対策調査指導等		1,550,989	2,009,806	458,817	1. 同和対策調査指導等 3.4府県→3.5府県 2. 団体育成・課長会開催 3.52地区→4.93地区 3. 同和教育指導者研修 3.4府県→3.5府県 4. 集会所指導員 6.95館→8.15館 1.02館→1.30館 @600円 @650円 補助率 定額(以下以内)	(6,824) 5,944 (82,002) 114,142 (8,769) 8,860 (5,343) 6,272
		631,121	756,708	125,587	3. 公民館施設 6館→10館 @4,200円 @4,500円 4. 公民館併置 4か所→5か所 5. 公民館少年自然の家 5か所→6か所 6. 公立福祉センター 1館→2館 @4,200円 @4,500円 7. 公立婦人教育会館(新設) 2館 @600,000円	(9,200) 42,000 (1,980) 2,500 (5,500) 720,000 (42,000) 90,000 (120,000)
		408,000	54,925	14,125	同和対策調査指導等	(5,316) 6,272

事	項	前年度予算額	55年度末定額	比較増△減額	備	考
生涯教育学習事業補助		655,000	673,283	18,283	3. 家庭教育(幼児期)相談費 補助率 定額(以下以内) 4. 前年度限りの経費 (幼児期幼児印刷物事業費)	(820,833) 617,181 (108,000)
					生涯教育学習事業補助 @500円 定額補助 学級費内訳 ① 青年学級・青年夜校 5.367級→10.007級 婦人学級 1.800学級 家庭教育学級 4.000学級 乳幼児学級 12.000学級 高齢者学級 42.000学級 成人学習講座 1.36講座	1,335,644学級等
生涯教育地域活動促進費補助		222,720	310,752	88,032	1. 1.1602か所→1.6602か所 @2000円 定額補助 か所数内訳 ① 市民活動 2.20か所 ② 公民館活動(ふるさと運動・ 育能づくり) 5.50か所 ③ 婦人ボランティア活動 3.50か所 ④ P.T.A.地域活動 2.60か所→4.60か所 ⑤ 高齢者人材活用(新隊) 3.00か所 補助率 定額(以下以内) か所数内訳 ① 公民館活動 2.20か所 ② 市民活動(新設) 4.7か所 ③ 市民活動 1.9か所→2.3か所 ④ 地方愛護者研究会 3.0県 ⑤ その他 23,196	88,032
					生涯教育地域活動促進費補助 187,809	203,580
社会教育施設活動促進費補助		32,232	30,806	△1,426	1. 教育ラジオ放送 2. 教育テレビ放送編成委託 番組制作費 @1,357円 @1,750円 2.4機→2.5機 3.35か所→3.65か所 17本 @147,059円 補助率 定額(以下以内)	(33,558) (41,602) 440,382 (131,046) (247,900) 263,348
					社会教育施設活動促進費補助 5,270 450,360	254 473,940
教材採調等の充実		398,940	418,314	20,374	1. 教材採調等の充実 2. 教材採調等の充実 2.4機→2.5機 3.35か所→3.65か所 17本 @147,059円 補助率 定額(以下以内)	(551,400) (918,330) (285,000)
					教材採調等の充実 84,097	210,2



事	項	前年度予算額	53年度予算額	比較増減額	備	考
向山対策委員会所管施設費	873,068	1,198,173	319,105	1. 同前対策委員会整備 (1) 木造 4.2館→4.0館 ⑤7,700円→⑥6,230円 補助率 ⑤ (2) 設備等(新設) 3.0館 ⑥83,700円 補助率 ⑤ (3) 鉄筋造 6.0館 ⑥93,800円→⑥93,700円 補助率 ⑤ (4) 門・回廊等(新設) 補助率 ⑤ (5) 同前対策委員会所用地取得 1.0.2館→1.3.0館 補助率 ⑤	(708,524) (380,613) (4,219,296)	
	453,267	428,799	△ 24,468			
	158,615	201,896	43,280			
	453,267	428,799	△ 24,468			
	158,615	201,896	43,280			
社会教育局計						

社会教育施設活動促進費補助実施要領(案)

- 目的  
社会教育施設の機能の拡充を図り、住民の生涯にわたる学習活動を援助するため、補助事業者が公民館、図書館及び博物館の活動を促進する事業に要する経費の一部を補助する。
- 補助事業者  
地方公共団体
- 補助対象事業

事業名	事業の内容
(1) 公民館活動	公民館に図書(新聞、雑誌等の定期刊行物を除く。)を備え、母と子を対象に図書の貸出し、読書相談、読書会等を行い、又は、文化、創作、科学、スポーツその他公民館事業の開発を行うグループ活動(1グループの規模は20人以上、1グループの年間活動時間は20時間以上とする。)を奨励する事業。
(2) 図書館活動	図書目録、読書指導資料等の作成、配布、読書指導等図書利用に関する相談や研修の実施、専門講座等の開催、自動車等による巡回文庫用資料の整備、又は点字図書、盲人用録音テープ等の整備を行う事業。
(3) 博物館活動	博物館が管内に所在する博物館資料を調査し、分類して、目録・普及資料等の作成、配布、学校・公民館等における巡回展の開催、又は、講習会、講演会、自然教室等を行う事業。

(P6)

- 補助対象経費  
諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、印刷製本費、会議費、備品費、借料及び損料、委託料(図書館活動の点字図書、盲人用録音テープの製本委託費、博物館活動の解説板等制作費及び展示施工費に限る。)
- 補助金の額  
補助対象経費の2分の1以内の定額。

上記社会教育施設活動促進費の運用について

- この事業の企画、実施に当たっては、社会教育施設活動を拡充、発展させる方策の開発について配慮すること。
- 公民館活動の企画、実施に当たっては、次の点に留意すること。  
(1) 購入図書等の選定は、公民館運営審議会の意見を聞いて決定するなどの方法を工夫すること。  
(2) 図書館との連携を密にし、図書の選定、整理、貸出し、補修、読書指導などの方法について、専門的、技術的な協力を得るよう努めること。
- グループ活動の育成に当たっては、文化、創作、科学、スポーツ、その他公民館における新しい活動内容の開発に努めること。また、その実施に当たっても、世代間の交流による方法など活動の効果を高める方途の開発に努めること。
- 図書館活動の企画、実施に当たっては、次の点に留意すること。  
(1) 巡回文庫用資料の整備を行う事業については、都道府県立図書館が、へき地等の人々を対象として行う図書館存続の用に供するもののみを補助の対象とすること。  
(2) 巡回文庫用資料の整備及び点字図書、盲人用録音テープ等の整備を行う事業については、図書船法の規定の適用があることに留意すること。  
(3) 図書目録については、他の図書館と協力して専門図書相互貸借を行う広域サービス網の用に供するものの作成を優先すること。  
(4) 読書指導資料の作成に当たっては、その効果的な活用を図るため学校の関係者、学識経験者等の協力を得るよう配慮すること。  
(5) 点字図書、盲人用録音テープ等の整備を行う事業にあつては、事業の開始を図るとともに、資料の製作委託に当たっては利用者の要望を十分考慮し、また事前に当該図書館が著作権者の了解を得ること。
- 博物館活動の企画、実施に当たっては、次の点に留意すること。  
(1) 管内の博物館、公民館、学校の関係者、学識経験者等の協力を得るよう配慮すること。  
(2) 実施する事業は、当該地域の特色、課題等を重点的に取り上げた内容になるよう配慮すること。
- 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の定額とし、最低20万円、最高限度額は1,000万円(都道府県にあっては1,500万円)とする。

(P7)

教育方法改善設備補助実施要領(案)

1. 目的

社会教育施設の活動を改善充実するため、補助事業者が、公民館、図書館、博物館、視聴覚センター・ライブラリー等の機能を高める教育機器や巡回活動促進設備を整備するのに必要な経費の一部を補助する。

2. 補助事業者 地方公共団体

3. 補助対象事業

事業名	事業の内容
(1) 教育機器整備事業	公民館、 <b>図書館</b> 、博物館、青年の家、少年自然の家、婦人教育会館、視聴覚センター・ライブラリー、総合社会教育施設等の機能を改善充実を図る教育機器を整備する事業。
(2) 巡回活動促進設備整備事業	<b>図書館</b> 、視聴覚センター・ライブラリーが巡回活動により、広く地域の振興を図る巡回用自動車又は教材搬送車を整備する事業。

4. 補助対象経費

- (1) 教育機器整備事業  
別表に掲げる設備品目の全部又は一部の購入費
- (2) 巡回活動促進設備整備事業  
図書館の巡回用自動車及び視聴覚センター・ライブラリーの教材搬送車の購入費とする。ただし、巡回用自動車の購入費には、自動車に固定して用いる書架、放送設備等の設備購入費及び改装費を含む。

5. 補助金の額

補助対象経費の3分の1以内の定額

上記教育方法改善設備費の運用について

1. 補助の対象となる社会教育施設の範囲は、それぞれ次の要件を満たす施設であること。  
(1) 社会教育施設整備費補助金交付要綱の別表に掲げる事業内容を満たす施設とする。  
(2) 視聴覚ライブラリーは、条例又は教育委員会規則により設置場所が明確になつていないこと。

2. この事業の実施に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 教育機器は、施設の種類、事業活動、利用者の学習活動を勘案して整備することとし、有効に活用されるよう配慮すること。
- (2) 巡回用自動車は住宅団地等人口密集地域や図書館遠隔地等を計画的に巡回し、図書館奉仕の充実を期すとともに、公民館、学校、職域などにおける図書サービスに対する援助に努めること。特に、福道府県立図書館の巡回用自動車にあつては、図書館未設置市町村、僻地等に重点を置き、また、市町村立図書館への協力に留意すること。

(3) 図書館を対象とする補助にあつては、図書館法の規定の適用があることに留意すること。

3. 補助金の額

最低限度額50万円、最高限度額250万円とする。

教育機器設備品目一覧

(別表)

区分	品目	区分	品目	
映写機器	映写機	教材制作機器	撮影機	
	スライドレクチャーターナル		集音機	
投映機器	映写機	レコード演奏・試験装置	0HPシード作成機	
	映写機		スライドフィルム検査機	
録音録音装置	録音機	M	引伸機	
	録音機		L	装瓶
観写装置	ビデオテープレコーダー	L	L	装瓶
	ビデオカメラ		集団反応分析装置	
	ビデオカメラ		コンピューター	
	ビデオカメラ		現像機	



社会教育施設整備費補助金交付要綱(案)

補助事業名	補助事業の内容	交付の対象	補助対象経費	補助金の額	備考
公民館等施設整備の事業	公民館 1.社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に該当する施設を整備する事業 2.建物の面積は330平方メートル以上であること。 3.建物は、公民館の設置及び運営に関する基準(昭和34年文部省告示第98号)第3条第2項に示す各室を有すること。	市町村(市町村の一部事務組合を含む)	建築に要する本工事費(建物の基礎、く体、屋根、造作及び仕上部分)及び附帯工事費(電気、ガス、給排水、冷暖房等)	定額	
	県立総合社会教育施設 1.社会教育に関する情報提供、教材開発、学習相談、指導者研修、広域事業等を総合的に行う施設を整備する事業 2.建物の面積は原則として、3,000平方メートル以上であること。 3.建物は、研修室、実験・実習室、教材製作室、情報資料室、相談室、団体連絡室、会議室、事務室等を設けること。	都道府県	同上	同上	
公立図書館施設整備の事業	図書館法(昭和25年法律第118号)第2条に定める公立図書館施設を整備する事業	都道府県・市町村(市町村の一部事務組合を含む)	同上	同上	
公立博物館施設整備の事業	1.博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に該当する施設を整備する事業 2.建物の面積は、660平方メートル以上であること。ただし、都道府県にあつては1,650平方メートル以上とする。	同上	同上	同上	
公立青年の家整備の事業	1.青年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神をかん養し、心身ともに健全な青年の育成を図るため、自然環境に恵まれた場所に青年教育施設を整備する事業 2.都市における青年の日常生活に即して交友と研さんの場を提供し、青年の研修、団体活動等の助長を図るため、都市部に青年教育施設を整備する事業 3.建物面積は、原則として1,000平方メートル以上とし、宿泊定員は、おおむね100人以上であること。ただし、上記2の施設にあつては宿泊部門を設けないことができる。 4.建物は、宿泊室、研修室、談話室、管理室等の各室並びに体育館(室)を設けること。	都道府県・市(市町村の一部事務組合を含む)ただし特別な事情のある町村にあつては、これを補助事業者とすることができる。	建築に要する本工事費(建物の基礎、く体、屋根、造作及び仕上部分)及び附帯工事費(電気、ガス、給排水、冷暖房、厨房設備、洗濯工場設備等)	同上	

(P10)

昭和53年度文教予算に対する陳情の経過について(報告)

1. 参議院議員後藤正天氏に陳情(10月31日) 奥野会長
2. 参議院議員船田中氏に陳情(12月15日) 奥野会長・中野副会長
3. 参議院議員藤波孝生氏(自民党文教部会長)に陳情(12月19日) 奥野会長

○元1次内示(12月23日) 前年度どおり

4. 参議院議員稲村利幸氏(大蔵政務次官)に復治陳情(12月24日)

同じく、12月24日、自民党文教部会を中心に下記の通り復治陳情(敬称略)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 参議院議員 藤波孝生(自) | 参議院議員 森 繁夫(自) |
| “ 藤原正行(自)     | “ 船田中(自)      |
| “ 坂田道太(自)     | “ 河野洋平(自)     |
| “ 友利武人(自)     | 参議院議員 山東昭子(自) |
| “ 森山金次(自)     | “ 後藤正天(自)     |
| “ 石橋一弥(自)     | “ 岩崎純三(自)     |

参議院議員 高橋馨富(自)

奥野会長、中野副会長、武田副会長  
鈴木千葉県立中央図書館長  
青砥埼玉県立浦和図書館長

5. 前記藤波孝生氏より、地元の三重県立図書館長より、復治陳情(12月24日付、電報) ○元2次内示(12月25日)一部復治
6. 同じく藤波議員に「建設費補助」の復活を中心に特に陳情(12月26日) 奥野会長

○元3次内示(12月27日)一部復治

以上の他、53年度予算の増額のため、下記のとおり要請した。

52年6月23日、文部省社会教育局関係者と懇談、同日の全公同定期総会マ決定した要望書を手渡す。 会長、副会長、公共団体会長、副会長

協議会部会長高橋正治氏(埼玉県議会議員)を通じ、全国議長会に働きかけ、議長会を通じて、文部大臣、その他に要請。

(P11)

◎全公団要望事項及び要望検討中の事項と52年度予算の措置状況

要望事項(52.6.23)	措置状況
1. 施設費補助	単価アップ(総額9億)
2. 移動図書館車設備補助	組替→「教育方法改善設備(前年度どおり)」
3. 移動図書館車用資料購入費補助	組替→「施設活動促進費(増額)」
4. 地方交付税単位費用の増額	現在作業中(未定)
5. 海外巡遊費の増額	前年度どおり

(検討中の事項)

1. 県立図書館の蔵書目録等の作成に要する経費	施設活動促進費の+2-の方式により入札される。
2. 図書館カーブス網整備	未措置
3. 国立国会図書館の機能強化と全国システムの整備	〃
4. 図書館に関する世論調査	〃

(P12)

☆52年度(内示)額(BM, BM資料, 点字資料等補助)☆

BM(移動図書館車)		BM用資料購入		点字資料等	
図書館名	補助額	図書館名	補助額	図書館名	補助額
千葉県香取市立	1,000	群馬県立	2,000	埼玉県大宮市	180
大阪府豊中市立	1,000	千葉県立中央	2,000	東京都東村山市立	300
〃 狭山市立	1,000	岐阜県立	2,000	〃 白江市立	120
愛媛県立	1,000	愛媛県立	2,000	〃 日野市立	170
北九州市立中央	1,000			愛知県春日井市立	110
				大阪府岸和田市立	370
				福岡県田川市立	100
				新潟県新潟市中央	250
5館	5,000	4館	8,000	8館	1,600

昭和52年度(今年度)のBM等の国庫

補助については、交付決定がなされてから

いまだ、近く行われる予定。そのため

示額は上記のとおりである。

また、図書館建設費に対する補助金の交付額については、二

ーズ・レー・NO1.に掲載されている。

本年度は予算の組替があったため、BMについては「教育方法改善設備補助」の中、BM資料、点字資料等については「施設活動促進費」の中、それぞれ+2-方式により補助される。

※テープ60千回を含む

日田協定款の一部改正案について

日田協は、特別会員(施設)と正会員とを選挙権と議決権を付した(ただし被選挙権は持たせない)という定款改正案を、2月15日の理事会に提案した。これは、さきに協会内に設けられた組織「内閣ワーキンググループ」がまとめたものであるが、その基になったのは、「将来計画委員会」(昭和51年)の報告書の中に示されていることである。このこと。

現 行	改 正 案
<p>第4章 会員(会員の種類)</p> <p>第7条 この法人の会員は、次の3種とする。</p> <p>1 正会員 この法人の趣旨に賛同する個人</p> <p>2 特別会員 図書館、学校、公民館図書部、読書会などの施設を有する団体</p> <p>3 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体</p> <p>第5章 加盟団体(代表者)</p> <p>第15条 (1) 加盟団体の代表者は、この法人の評議員とする。ただし代表者は、本会の正会員又は個人の賛助会員でなければならぬ。</p> <p>第6章 役員及び職員(役員を選出)</p> <p>第19条 (1) 理事及び監事は、評議員が正会員及び個人の賛助会員の中から選挙し、総会の承認を得なければならない。(2,3項は現行のまま)</p> <p>(4) 評議員は、正会員及び個人の賛助会員の中から、各都道府県毎に選出する。</p> <p>第7章 会議(総会の招集)</p> <p>第25条 (1) 総会は、正会員及び個人の賛助会員で構成する。</p>	<p>第4章 会員(会員の種類)</p> <p>第7条 この法人の会員は、次の3種とする。</p> <p>1 個人正会員 この法人の趣旨に賛同する個人</p> <p>2 施設正会員 この法人の趣旨に賛同する図書館、情報管理課、資料室、公民館図書部などの施設</p> <p>3 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体</p> <p>第5章 加盟団体(代表者)</p> <p>第15条 (1) 加盟団体の代表者は、この法人の評議員とする。ただし代表者は本会の個人正会員でなければならない。</p> <p>第6章 役員及び職員(役員を選出)</p> <p>第19条 (1) 理事及び監事は、評議員が個人正会員の中から選挙し、総会の承認を得なければならない。(2,3項は現行のまま)</p> <p>(4) 評議員は、各都道府県毎に、正会員が個人正会員の中から選出する。</p> <p>第7章 会議(総会の招集)</p> <p>第25条 (1) 総会は、正会員で構成する。</p>

(P13)



# No. 3 ニューズ レター 全国公共図書館協議会

## 第2回理事会 概況報告

全公図の昭和52年度第2回理事会と、日図協公共図書館部会の同じく第2回幹事会が、53年2月16日都立中央図書館で開催された。今回はひとつの試みとして、午前中に、両役員会の合同連絡会を設け、全国の公共図書館をめぐりさまざまの情報交換をする場とした。午前10時30分から正午までの予定を20分オーバーしたが、また時間的に

に足りない状況で、各地に近況を十分に知らせることが出来たのは残念である。以下、当日の様子を概略お伝えしたい。

(全公図・公共図書館部会) 合同連絡会  
(午前10時30分～12時20分)

1. 挨拶  
全公図会長であり、また公共図書館部会会長である栗野都立中央図書館長から、次のような挨拶を行なった。  
『今日は、全公図と公共図書館部会の両役員会合同でお集りいただいた。午前中かけて、たっぷり情報の交換をした。午後は4時半の理事会、幹事会ということで、長時間の会議にどうぞ。案のある会には35分ご協力を願います。』

2. 議長に 河村政年県立図書館長を送出

3. 報告事項(情報交換)

(1) 昭和53年度文部省予算案(図書館関係)について

(2) 同じく陳情について

資料(全公図ニューズレター No.2、53年2月16日発行)に基づき、事務局から説明。栗野会長から次の神足があった。  
『予算の陳情をしておいて、国会議員の図書館に対する反応の弱さを痛感した。また、こちらの要求内容も、文部省が要求したものを認めてくれ、ということでは弱い。日本の図書館は全体としてこうあるべきだ、という理論的うらづけのない弱さを感じた。その理論的うらづけは、図書館サイトでやるべきではないか、と』  
『今、感じていることはこうである。』

(3) 日図協の近況

日図協常務理事である栗野部会長の、次のとおり報告。  
『5月(2月15日)日図協理事会があった。公共からの理事は8名が全員出席した。内容のうち主なものは、定款の一部改正である。改正の方向性は、特別会員(施設会員)を正会員とし、選挙権を持たせる。(ただし被選挙権は持たせない)というもので、原案どおり理事会を通過した。  
なお、全公図ニューズレター No.2 13ページに改正案がのっているが、原案では、これが次のとおり修正されている。すなわち「この法人の趣旨に賛同する図書館、資料室、公民館、図書館などの施設の代表者」

となり、代表者が加えられた。なお、情報管理部は1件ずつだった。この訂正は、文部省の担当者によるものとのことである。この原案は、日図協内に設けられた「組織問題ワーキンググループ」(メンバー3人)がまとめたものであり、その基に作られた。昭和42年に提出された「将来計画委員会」の報告書があることはニューズレター No.2、13ページの通りである。

また昨年来文部省の認可が得られている理事の増員については、36名以下の枠で認可されることである。その場合、現在37名に30名の理事が決まっているため、6名の増員が可能になる。その内訳は、経大部会から3名、教育部会から1名(以上推選理事)、選挙による2名の計6名にたるとある。

(4) 国立国会図書館の近況

国立国会図書館連絡部会(書館協力部長 金子氏から)

伊藤がエネスコからの依頼で作成する便覧(マニュアル)のこと(ニューズレター No.2 参照)、コンピュータを使った新しい納本回報のこと、公共図、大学図と国会図との懇談会などについて説明。あわせて栗野会長から次の報告があった。『国会図27年度「国立国会図書館創立30周年記念シンポジウム」を計画している。このシンポジウムには外国から4～5人の図書館関係者を招待する予算がとれたとのこと。テーマは「図書館のナショナルプラン」にした意向のようである。』

(5) 各地の近況

北日本地区の青森県から、本年度の全国図書館大会の準備状況について報告があった。

(6) 自由討議

つづいて、時間の許すかぎりというわけで約20分間、自由討議を行った。内容は、会の始めに栗野会長から出された日本の図書館全体のありさま——図書館のナショナルプランというべきもの——の問題に集中、多数の出席者から、前の発言者が終ると行つたに、次の意見が述べられる盛りりのうちに午前中の合同連絡会を終った。



第2部 全公図理事会  
(午後1時10分～2時30分)

議長に 中岡大阪府立中之島図書館長を送出。

1. 協議事項

(1) 昭和53年度全公図事業計画について

昭和53年度は、読進協からの寄付金50万円が打ち切りとなる。それに伴い、従来「読書普及活動」に関する事業を廃止し、全公図の主たる事業を「公共図書館に関する研究調査」に一本化、内容を充実させることについて協議した。

<主な意見>

○全公図の力を総集して、公共図書館の立場からみた、我が国の図書館のありさま——ナショナルプラン——をまとめること。

<p>○図書館サイトでの取り組みに係るサイトに立った発想が必要だ。</p> <p>○数値的のものだけでなく、図書館の哲学が反映されるように。</p> <p>○スタッフも集めて、重点的にやる。単年度といわず、数年かけてもよい。</p> <p>○最終的には、国会田のり文部省の任事である。全公図は問題と提案とする。</p> <p>④このことについて、別添のとおり「リビジョナルプラン」作成を目標にした全公図の事業計画案(たてまき台)が事務局から提出された。53年3月末までに各ブロックの意向をまとめておくことになった。(7ページ参照)</p>	<p>(2) 昭和54年度予算要望について</p> <p>53年度の要望事項及び全公図として正式の要望書には入れないが、検討しておくこととした項目(ニューズレターNO2, 12ページ)に対しては、一部分予算の増額負担などが認められたが、依然として十分なものとはいえない。従ってこれらの項目は基本的には54年度に継続していくことが確認された。</p> <p>なお、54年度予算の要望については、53年4月早々より関係方面に働きかけが必要があるとし、方法等については会長と事務局に一任された。</p> <p>事務局としては、今後教育長協議会等と十分連携を</p>	<p>とてすすめてゆく考えである。</p> <p>(3) 全公図応募論文について</p> <p>2件の応募があった。この2枚については、席上結論が出ず、同じ会長に一任されることになった。(現在、検討中、結果は追ってお知らせする)</p> <p>(4) 全国図書館職労友好の翼について</p> <p>このことについて、奥野会長から、先般のアンケートに対するお礼と、今後の経過報告があった。</p> <p>今後の経過としては、日図協が正式に後援することになった。したがって、全公図として、正式の参加は予定されておいたものの、いかにの発言が、了承された。</p>	<p>3部 公共図書館部会 幹事会(2時30分~3時)</p> <p>議長に田中山口県立山口図書館長を選出。 (協議事項)</p> <p>(1) 昭和53年度公共図書館部会事業計画について</p> <p>52年5月に開催された第1回幹事会の決定により、次のとおり準備が進められている。</p> <p>(整理部門研究集会)</p> <p>53年11月29日~30日 三重県津市内において テーマ「資料収集の協力」</p> <p>(奉仕部門研究集会)</p> <p>11月中旬(予定) 福島市内(予定)</p> <p>(参考調査分科会)</p> <p>10月25日~26日(予定) 長崎市内(予定)</p>
---	---	--	---

(全公図=ニューズレター No3)

3

<p>児童分科会</p> <p>△11月中(予定) △都立中央・日比谷旧を主会場に △テーマ 「明日の児童サービスを考える——過去20年の研究集会の成果をふまえて」</p> <p>また、日図協の図書館調査とあわせて、児童サービスの調査を行う予定。</p> <p>54年度の研究会集</p> <p>整理部門—関東地区 奉仕部門—中国地区(岡山県) 視聴覚—四国地区 移動—近畿地区</p> <p>*34回年報幹事会終了</p> <p>(2) 公共図書館部会 役員選出の方法について</p> <p>当面は、日図協の定款改正の動きなどに注目してゆくことを了承。</p>	<p>○このあと、53年3月で日図協事務局長を辞任された中沢清介氏(元長野県立図書館長)から、お別れの挨拶があり、幹事会を終了した。</p> <p>☆☆☆</p> <p>53年度当初の日程</p> <p>5月24日(木) 日図協公共図書館部会幹事会と、全公図理事会(於都立中央図書館)</p> <p>5月25日(木) 日図協総会及び公共図書館部会総会(於日図協)</p> <p>6月29日(木) 国立国会図書館長との懇談会(於国立国会図書館)</p> <p>6月30日(金) 全公図総会(於都立中央図書館) 追って案内しますが、53にお願ひします。(事務局)</p>	<p>文部省の図書館行政(災害社会教育専門要談)</p> <p>2月16日、理事会・幹事会終了後、文部省の社会教育課の方をお招きし、いろいろ話をたくさんお話しした。年度末のお忙しい中、災害専門員と土木施設係長が出席され、次の話があり、つづいて災害の復旧が実現した。</p> <p>文部省の社会教育行政は、社会教育審議会の答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」に基づいて行われている。(昭和45年) 一口にいえば「生涯教育」の考へ方に基づいて行われているということである。</p>	<p>「生涯教育」論は、手前を確立している面もあるが、従来のようにわかつたものでない。手前では、この「生涯教育」の概念から、各層が異なる政策を打ち出している。たとえば、経済企画庁の「よりよくなる生活」をめざしての生活の環境整備。通産省では企業との関係から「生涯教育」をすすめるし、労働省もまた考えている。という具合がある。</p> <p>文部省でも考えた。その概念に基づいて、学ばず教育のあり方を行い、また社会教育をすすめているわけである。</p> <p>社会教育局が、この概念から53年度予算の整備、組織をおこなった。それに伴って、図書館については、昭和48年にBM、51年にBMと資料</p>
---	---	---	--

(全公図=ニューズレター No3)

4



と点字資料が新しく予算化  
 してきた。  
 これからは単に建物だけだ  
 なく、中核の充実が必要だ  
 と考えている。

53年度の予算は次のとおり  
 ある。

① まず、図書館の敷地確保  
 等、ということ。建設費の補  
 助。図書館がない市をた  
 くすというのが当面の目標で  
 ある。現在、県立は100%、  
 市が72%、町村10%という  
 設置率がある。この設置促  
 進のため、建物の補助は重点  
 的に考えていたが、途中自  
 治体から、定額増を伴うそ  
 のはおさしてほしいとの要望  
 があり、図書館については  
 館数が前年度と対比に上  
 ったことは残念である。

なお、社会教育施設費全体  
 についてみると、今年度の70億か  
 ら110億に増えた。今各県か  
 ら市町村の施設整備計画  
 を取り寄せていると33億が、図  
 書館の計画もたくさん出ている。  
110億の70%の中で、計画の確  
 実なものについては出来た「1」  
は30%程度である。

② 次に教育方法改善設備  
 であるが、学文教育にくらべ  
 社会教育では教育現場の  
 導入がすすんでいる。近代化  
 をめざして、大型の設備を導  
 入している。そのため、箇所数  
 は少くない。コンピューターも対  
 象になっている。

③ 図書館活動促進費は、  
 BM資料、点字資料の補助  
 を組み替えたものである。

従来のものほかに、日常の事  
 業にも手当てできるようにした。す  
 らわち、図書目録、石印、  
 専門的講座の開設、など  
 ある。

くりかえすか、国の社会教育行政  
 は45年の社教審の答申に基づい  
 たもので、これからはこの基本的  
 な方針に基づいて進めていきたい。

《質疑応答》

(質) 館長に司書の資格がない  
 と補助金は一切ないか  
 (答) 施設費と設備費は別。た  
 だし、活動促進費の中で、  
 謝金と消耗品費のなかで行  
 われるもの。たとえば、目  
 録の作成、石印、講座  
 などについては、図書館法の  
 適用を受けたいと考えている。

(質) 施設費補助は予算20  
 億分。計画の50館近いと  
 大きくないか  
 (答) 施設費補助110億の  
 総額の中で考える。計画の  
 確実なものを出せるだけだ。  
 (質) 補助単価は？  
 年度ごとにかわる。52年度は  
 40前年までの石油ショックで  
 おさえておいたものが一斉  
 に出たため、急激に単価  
 が上がり、めいよく上がった。  
 53年度の単価はそれよりさ  
 ら、52年度にくらべてさがる  
 ことはあると思う。  
 (質) 図書館行政に比べて、今基  
 本的には、マクロ視点で  
 図書館づくりを進めていくこ  
 とである。図書館を利用する  
 のは1~2km以内の住区

あることは登録分布図からあ  
 りかかっている。また、  
 きめこまかく図書館があるこ  
 とが必要で、少々の村居の  
 導入はどうかにもわらう。  
 この点を考え、心を新たに  
 とりかんでいきたい。

(答) まったくおっしゃるとおりで  
 ある。

(質) 望ましい標準の一日も早い  
 公布を願っている。どうなっ  
 ているか  
 (答) 社教審の会長あすかりに  
 たり、施設の分科会では今  
 作業している。事務局  
 (社会教育課)で、関係者  
 の意見を整理し、実態との  
 差などを調査している。

(質) 社教審の論が出たか

図書館はより広く、その中に  
 文化性などもうたえよう  
 としているか。どう考えているか。  
 (答) 従来の社会教育(せまの意  
 味での社会教育)から、よりく  
 とくく文化性へと変わっている。  
 生活文化というものを、社  
 会教育で育てていこうと思  
 っている。

(質) 図書館サービスにおける  
 機能分担と相互協力のあり  
 方、研究調査をすすめる、また、  
 相互協力を要する費用の補  
 助などを予算化する考えはあ  
 りか。  
 (答) 今後全公図にもこの品  
 目を入れていくと33億ある。  
 残念ながら、その点につい  
 てはあきらめている。  
 運用については、図書館と

公民館、博物館との連携  
 も進めているか。  
 (質) 館長の司書資格の点で  
 補助金が受けられない、また  
 実績が伸びず予算増が困  
 難ということがある。今後の  
 考えは？  
 (答) 法律をかえる予定はない。  
 非常にきびしい法律だから、  
 当時の図書館サービスの要望で  
 できたものがある。  
 (質) 今は法律の趣旨にそってや  
 っているか。  
 (以上文書、全公図事務局)

53年度補助金の事業計画書  
 4月13日  
 52年2月20日、東京青山会館  
 において文部省主催の「全国社会  
 教育関係補助金等事務局担当  
 会議」が開かれ、補助金につ  
 いて、内容と、それに伴う事務手  
 続の詳しい説明があった。その  
 資料によると、計画書の4月(文部  
 省着)は3月末、4月10~12日  
 が、副局長の報告のこと。(以下は、  
 県の社会教育課へ送る資料)

訂正とお知らせ  
 ニューズレター No.2 128~21「52年  
 度内容表」点字資料等の部分に  
 誤りがありました。次のとおり訂正さ  
 れます。  
 山口県山口市 370<sup>千冊</sup>(170<sup>千冊</sup>合計)  
 を加え、大阪府岸和田市、370<sup>千冊</sup>  
 を100<sup>千冊</sup>に訂正。計9館、1,700<sup>千冊</sup>

われ三日、書を読まざ  
 れば、まづ毛暗し。  
 - 王守月 -

(3ページ参照)

全国計画(ナショナル・プラン)研究のための素案

(全公図書事務局)

1. 全国計画とは

- 全国政策である…… ① 「図書館に関する全国的政策」
- ② 「日本における図書館政策」
- 全国計画である…… ③ 「全国図書館整備計画」
- ④ 「全国図書館運けい計画」

2. 全国計画の必要性(考へようもの)

- すべての図書館に共通する基本的目標——情報資料を充実し、広く利用者を満足させる——を、経済的・効率的・均質的、かつ豊かに充足しゆくためには、図書館間の協力が不可欠。このためには
  - ① 共通の考え、統一の方針が必要
  - ② 共通の手法、規格基準が必要
  - ③ 広範囲のネットワークが不可欠
- であり、個々の図書館の課題は、全国図書館の課題とするこゝによって始めて解決されるのでは無いが……。
- 日本の図書館はまだ正当な市民権を得ていないのでは

いか……。

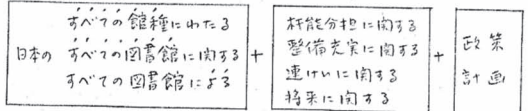
これは社会進歩や民度の状況などに深く関わる問題だが、一面では我が国の図書館政策の不在が大きな要因であろう。このことは必然的に、図書館発展に不可欠の財政的基盤の脆弱性、不安定性をもたらしてあり、制度面のたゞ進歩の最大要因と化しているのでは無いが……。

3. 全公図とナショナル・プラン

公共図書館は社会的要請に積極的に対応する責任がある。また公共図書館は、施設の分布状況、利用者の数、その広さ等において、国内最大の規模を有している。従ってその立場から我が国の図書館のあり方についてより積極的な発言が期待されているし、また当然発言権を持つ……。

4. 全国計画の内容

「全国政策」「全国計画」としての内容はどの方向のものか。  
<考え持すると>



<項目として例示すると>

- 館種ごとの分担機能の確認
- 館種間における相互の運けい方策
- 各館種における整備充実の方向
- 図書館員(司書)の身分保障に関する基本方策
- 図書館の充実発展に関する国の責務
- 公共図書館の充実発展に関する地方自治体の責務
- 国際間の運けいに関する基本方策
- 解決すべき技術的・問題に関する指摘(機械化・整理技術……)

5. 全国計画検討の方法案

- (1) 全公図に部会を設け基本的検討を行う。
  - 「ブロック別部会」(仮称)がそれぞれ共通テーマ(上記に例示したものを)を検討する。(ニホコワの各委員会の研究結果を当然と受け入れ、中時に組み込まれる)
  - ブロックの検討結果を、全ブロック代表が組織化される「調整・総合部会」(仮称)において討議する。  
(学識経験者、利用者(市民)代表、国会関係者を含め)で検討する

- 討議結果を「ブロック別部会」で再検討する。

(まとまるまでくりかえす)

- 全国計画試案にまとめる。

注・ブロック検討過程が適宜、府県レベルの討議を行う。

・ブロックの地域的特色をうまく生かす。

(2) 全国計画試案(全公図試案)の公表

- 全国計画試案を全公図として公表する
- この公表により「全国計画」を国内における全国図書館レベルの問題に盛り上げてゆく。(公共図書館側からの問題提起として)

注・全過程を通じて研究会あるごとに全公図以外の関係者等に全国計画検討の必要性をアピールしてゆく。

「全国計画研究」のとり組(2007年(第1期)理事会決定)

1. 53年度事業としてとりあつてゆく。
2. 事務局素案(上記)を材料(15年度)に、各ブロックの意見を、4月20日までに事務局に寄せた上で、
3. 上記意見をもとに「事業計画案」を編み、総会前の理事会に提呈する。



<p>N0.4 (53.4.26)</p> <p><b>ニュースレター</b></p> <p>全国公共図書館協議会</p> <p>17人が異動</p> <p>県立図書館長(53.4)</p> <p><u>青森県立図書館長</u> 竹内伸太郎—退職・青森県農村開発公社事務理事 (新)相馬睦夫(県民生活部長)</p> <p><u>茨城県立図書館長</u> 大竹金球—退職 (新)佐竹正久(県立角田高校長)</p> <p><u>山形県立図書館長</u> 平吹三郎—退職 (新)軽部直道(県立高校長)</p> <p><u>富山県立図書館長</u> 佐賀宗久—県教審センター所長 (新)広瀬誠(副館長)</p> <p>発行 郡立中央図書館内 全国図書事務局 TEL 03-442-8451(内)283</p>	<p><u>新潟県立図書館長</u> 伊藤新作—退職 (新)羽鳥松石(北谷李胡塾課長)</p> <p><u>栃木県立図書館長</u> 高野三郎—兼職と免状 (新)中山力(県教審総務課長)</p> <p><u>静岡県立図書館長</u> 小高毅—退職 (新)宗知信(県教育長)</p> <p><u>愛知県文化会館図書部長</u> 岡田英雄—退職・名城大学教授 (新)片山和夫(中小企業振興財団事務局長)</p> <p><u>岐阜県立図書館長</u> 河村 稜—退職・中部女子短大事務長、あわせて講議も (新)糸魚川功寛(県立賀茂農林高校長)</p> <p><u>石川県立図書館長</u> 園田太郎—退職</p>	<p>(新)安宅彰亮(県立工業高校長)</p> <p><u>大阪府立夕陽丘図書館長</u> 丸山秀住—退職 (新)中野 肇(府教育長)</p> <p><u>高知県立図書館長</u> 目次安茂—退職 (新)林 昭二(県総務部長)</p> <p><u>香川県立図書館長</u> 近石泰秋—退職 (新)和泉照雄(県立丸亀高校長)</p> <p><u>大分県立図書館長</u> 成田 勝—県社会福祉センター所長 (新)田村 卓夫(県立上野ヶ丘高校長)</p> <p><u>宮崎県立図書館長</u> 日高千文—県総合博物館長 (新)三宅考明(県自治学院長)</p> <p><u>長崎県立長崎西図書館長</u> 高比良唯治—県立長崎北高校長 (新)大脇甚治(長崎市立高校長)</p>	<p><u>鹿児島県立図書館長</u> 小迫義雄—県立養護学校長 (新)宇都 馨(県教審振興課長)</p> <p>新館長の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>高校長から</td><td>7人</td></tr> <tr><td>知事部局等から</td><td>5人</td></tr> <tr><td>県教委から</td><td>4人 (15校諸長2人)</td></tr> <tr><td>館内から</td><td>1人</td></tr> <tr><td>計</td><td>17人</td></tr> </table> <p>退職あるいは異動した菅栄水「いよいよいよいよと指導していたが、ありがたうございました。二ヵ月も休んで「活躍」したい。</p> <p>異動に伴う役職の交替</p> <p>全国図書事務局・公共図書館部会幹事などの交替は、決まり次第至急お知らせいたします。</p>	高校長から	7人	知事部局等から	5人	県教委から	4人 (15校諸長2人)	館内から	1人	計	17人
高校長から	7人												
知事部局等から	5人												
県教委から	4人 (15校諸長2人)												
館内から	1人												
計	17人												

発行 郡立中央図書館内 全国図書事務局 TEL 03-442-8451(内)283 ニュースレター N04 (53.4.25) (1)

国会図書館長との懇談会

日程変更「りあげ」  
6月30日→5月24日

前号(ニュースレター N03)で6月30日とお知らせした「都道府県立・指定都市立図書館長と国立国会図書館長との懇談会」は5月24日に変更になりました。理由は、岸田内閣国会図書館長が、アメリカ図書館協会総会等に出席のため渡米(6月1日～7月上旬)されたことによるため。

内容は今国会田で準備中ですが、形式的なものとして、案のある会にしたいとのこと。国会田からの一方的な説明にしよう、積極的に発言、質問をお願いしたいとのことでした。

国会図書館総務部長の異動 53年4月  
(前)岡山国見氏→専門調査員(文教担当)に後任には、国会分館長から森田康之助氏が就任しました。

文部省社会教育課長の異動 53年3月  
(前)山中昌裕氏→文化財保護部長(文化庁)に。後任には、大学学術局学生課長から浅貝一良氏が就任。

定案の改正(施設会員と正会員)は継続審議に——日図協

3月23日に開かれた日図協評議員会で、上記改正案は5月の評議員会でさらに審議することにし、見送りとなりました。そのとき出された賛否の意見のうち主なもの、次のとおりです。

(賛成) 行政事務出身の館長は、いままで図書館界の本流にふれずに終って来たのではなか。施設正会員と33ことによって、これは正し。

(反対) 館長は嘱託あるいは兼務のことがある。こういう館長と正会員にするのはおかしい。

施設代表者として正会員とすれば、個人会員と比べていた。館長は個人会員としてやめられたら、これは全員の減少につながる。

とん石資格立場(そのうち個人として、施設の意見の代表として)で議決権を行使するの不明。

代議は認められなか。

改正案が雑誌3月号掲載されたため、直前まで、事前に検討する余裕がない。

図書館未設置市(167市)の市長と教育長に要請文——日図協理事長名で——

図書館のない全国167市において、図書館設置方を要請する文書を送付した。この文書の早しは各県立図書館にも送られている。167市の名前は、図書館白書(1977年日図協発行)19ページ～23ページを参照。

(2) 全国ニュースレター N04 (53.4.24)

No.5 53.6.1

# ニューズレター

全国公共図書館協議会

## 公共図書館をめぐる最近の動き

⑤⑦ 教育長協議会社部会(主査 静岡県佐久田教育長)と共同研究会議(幹事山口県)——全公図から山口県立田中館長が出席。全公図の54年度国家予算要望について説明、協力促進を要請。諒承を得た。

文部省(社会教育司) 浪井社会教育課長出席  
小笠手課長神佐出席

### 全公図(会長 奥野定通)

- ⑤④ 理事会(総会は53.6)
- ⑤③ 図書館の全国計画(仮称)策定のための研究調査のすま方について、各ブロックの意見等をとり協議。なお、原案と総会に提案する前に、もう一度各ブロック代表で話し合う場を持つこととなった。(2A-J →)
- ⑤② 54年度国家予算の要望について、上記教育長協議会社部会(社会教育担当)の模様もまじえて協議。要望書等も決定。(4A-J →)

(出席) 浪井理事長出席

⑤④ 国立国会図書館長(岸田寛)と都道府県立・指定都立図書館長との懇談会  
「策のある会にしたい」との岸田館長の呼びかけに依りて、又井(秋田)鈴木(千葉)前川(名古屋)、広瀬(富山)井上(京都総合資料館)、田中(山口)、川上(熊本)、白井(兵庫)の各館長、最後に、全公図会長奥野(副会中野)がそれぞれ発言。予定1時間オーバー。(6A-J →)

### 日図協(理事長 浪井敏雄)

- ⑤③ 理事会 ⑤④ 評議員会 ⑤⑤ 総会
- ⑤③ 3月の評議員会からの継続案件「特別(施設)会員と正会員に33件」は、評議員の7割多数で「得らねば廃案」となり、ただし、そのうち「特別」会員に発言権を持たせる基本的方向については、賛成多数であった。このことについては図書館雑誌8月号に詳しい報告が載せられること。
- ⑤② 会費の値上げ(約20%)が事務局から説明され、一般会計の状況からふみさらす必要はないことと了承(54年度常務理事会で了承)ただし54年度に提案されたこと決定した。

### 日図協公共図書館部会(部会長 奥野定通)

- ⑤③ 幹事会 ⑤④ 部会総会
- 53年度事業計画等を決定。(5A-J →)

図書館員連盟(会長 前尾繁三)総会  
⑤③ 総会式——同日国会館に於て (7A-J →)  
我が国の図書館整備推進をめぐり、超党派で結成。現在260人を超え、参議院がこれに参加(すでに各紙で報道済み、石原氏)理事会が開始すること。

全公図事務局 都立中央図書館内03-442-1411 (1)

## 「全国計画」策定に関する各ブロックの意見・希望

意見・希望	集約・総論
<b>1. 全公図の主体性に関するもの</b> ○ 外部意見を聴取することが大切。しかし、主体性を堅持(重) ○ 公共図以外の参加も考えられるが、議案の作成公表は公共図の独自性を堅持(重)	1. 公共図(全公図)の主体性・独自性堅持
<b>2. 全国計画の基礎的理解促進に関するもの</b> ○ 全国計画の必要性、作成の意義について基礎的討議が必要 → 作業の基盤を明確にし共通理解を促す(近) ○ 基本的に賛成(北、国、東、近、中、丸) ○ N・Pは政策(ホリイ)ではなく、全国図整備計画であり、政策のための基本計画である(四) ○ 市町村段階のレベルを考慮。ありたいレベルをものにしたい(岡)	2. 先ず全公図メンバーの全国計画への共通理解・認識を
<b>3. 図書館の基礎的・社会的役割に関するもの</b> ○ 社会教育・生涯教育・社会における3つの役割、存在理由を先ず明らかにして(近) ○ 図の今日的なありべき姿の共通理解の確認が大切(岡) ○ 図の理念の共通理解から出発すべきだ(岡) ○ 図書館40年のアニュアルと政策(ホリイ)のNPO(基本)(岡)	3. 図書館(公共図)の理念(意義・役割)の確立・共通認識
<b>4. 全国計画上の公共図書館の役割・内容</b> ○ 公共図が果敢に各種図との連絡調整の核になるべき(岡)	4. 全国計画上の公共図の役割(重)
<b>5. その他</b> ○ 図に対する基本的な事項(重)	

⑤ 上記および次ページ資料等をもとに、5月24日理事会において、昭和53年度全公図事業「図書館の全国計画(仮称)策定のための研究調査のすま方」について協議した。研究の方針として、各地(ブロック)に基盤を置き、ほかに、各地代表・40(他)53調整委員会(仮)の53右側を設けることと意見の一致をみた。なお、6月30日の総会にて、もう一度、各地代表による話し合いの場を持つこととなった。



方法的(各論的)事項

1. 性急の結論をさける
  - 暫成(北・南・平・中・東)
  - (期間) ○ 採択後5年(前期5、後期10)(西) ○ 同題採択の積上げ方式(西)
  - 3年単位(北・東) ○ 必要に応じて中間発表(西) ○ 基本計画の立案は3年とする(東)
2. 研究・検討の方法・手順・研究単位
  - 各研究の時間と自由討議 → アラックで研究・調整 → 成果の共通理解と深まり(近)
  - 単位の研究単位と中核単位とする(中) ○ 立案は県代表による小委員会。その後は全国委員会(東)
  - 従来の研究体制と尊重する(東) ○ 各地域の特色に応じて、必要可能な分野からアラック(全国一方向堅持)
  - 各地域の特色、現状把握(各県市の計画を含む)(西) ○ 県間の共同研究は協同関係の上で工夫する(中)
  - 全国に部会を設けて徹底研究する。(西) ○ アラックチームによる原案作成 → 中核アラック研究(北)
  - 採択項目の骨格は全国統一 → アラック検討 → 全国統一検討(東) ○ 全国的実態把握 → 各地域の特色 → 採択計画(西)
  - 採択計画と採択計画の比較(東) ○ 中間報告と総会を發表する(東)
3. 重要研究成果の抽出・活用・普及
  - 暫成、採択後の基本的な事項に重点を置く(東)
  - 有知・適切に研究、採択したN-Pに引き継ぎつづけるは性急。目的種々毎年の必要(近)
  - 中小の全国的成果を抽出する(西) ○ 従来の研究は進行中(即成措置を含む)(北)
  - 普及(中・中) → 例としてニーマン、西田等の各研究、東京、山口、鹿児島計画、英、米等システム(中)
  - 現在採択中のテーマの相互に調整必要(近) ○ 望ましい基準等の設定をすすめる。後進には同題(近)
4. 研究内容・テーマ
  - 館種間協力、地域化利用協力、アラック単位リソースシステム(中)
  - 司書利用率(任用、研修、全国的交流方法)(中) ○ 国の実態を基に国営法の整備の明確化(西)
5. 全員(館長・職員)参加の手法
  - 館員が充分配慮(北・東) ○ 館長等一部の意見が、館員への実態的意見の反映が必要(中)
  - 地域性を重視しつつ、県単位でのコンセンサスを目指す(西)
  - 暫成、採択後の進捗の体制、テーマの関連は尊重する(東)
6. 実効性への懸念・その他
  - 時間と予算の配分、学芸資料の活用は実効性について、文部省等の事前約束をとりわけ(近)
  - 文部省その他行政機関への働きかけが必要(中)
  - N-P実現のためは全国的な専門職員の交流が必要。そのため中期計画を採択(中)
  - 利用者・市民の参加の手法をすすめる(近) ○ 各分野の方針(政策)と関係する必要がある(中)
  - 先立の理解のための材料不足(北) ○ 理事会等での意見と充分に検討して取り組む(北)
  - 現実的課題の解決に力をつける必要(近)

性急の結論をさける。採択後5年程度の採択計画。

基本的検討の単位が。検討の核はアラック。総合調整と、全国代表による採択計画作成委員会の上での。

中小の研究成果は全国的成果の視点から見ると必ずしも必要(採択化・活用・交流)

内容の多面性

県単位が理解と配慮を必要とする

実現性、実効性への多くの懸念

(3)

昭和53年度 都道府県教育長協議会 第2部会 第1回 研究会議出席者名簿

<b>文部省</b>	初等中等教育審議官 高石邦男
体育局長 審議官 宮野禮一	
社会教育課長補佐 小笠野直三	
視聴覚教育課長 山本 清	
<b>文化庁</b>	庶務課長 国松治男
文化行政課長補佐 菊川 治	
管理課長補佐 小原政郎	
<b>教職協議会</b>	事務局 局長 藤野忠士
<b>茨城県</b>	教育次長 花島司郎
体育課長補佐 海老原利彦	
総務課主事 石川 明	
<b>新潟県</b>	教育長 米山市郎
総務課副主事 沢田忠雄	
社会教育課副主事 植村敬一	
文化行政課副主事 石塚達也	
保健課長補佐 中野 博	
<b>富山県</b>	教育長 森丘金太郎
総務課主幹 神埜 清	
総務課主任 黒川邦夫	
<b>岐阜県</b>	管理部長 大谷 巖
主 事 李 細江 董	
<b>静岡県</b>	教育長 佐久田昌一
企画総務課長補佐 田口一男	
企画総務課長補佐 深谷辰次郎	
青少年指導課長補佐 高橋喜久晴	
主幹兼庶務係長 三浦 保	
<b>奈良県</b>	教育次長 桐山徳彦
社会教育課長補佐 安田和雄	
主 事 李 川上 隆	
<b>愛媛県</b>	教育長 西田春善
(元)教育長 近藤昇吉	
総務課主事 渡部昭三	
<b>熊本県</b>	教育長 林田正恒
社会教育課長補佐 武部龍助	
人事課係長 藤川隆幸	
<b>鹿児島県</b>	教育次長 田実信男
社会教育課主事 川井田 稔	

- 一、施設費補助の大幅な増額
- 二、図書館活動費補助の増額
- 三、巡回活動、障害者サービス、読書情報(新着リストなど)の提供など
- 四、職員海外派遣費の増額
- 五、図書館サービス網整備のための研究調査(モデル地区等)
- 六、図書館に関する全国世論調査の実施
- 七、「公立図書館の設置及び運営に関する望ましい基準」の早期公布

山口県

教育長	井上謙治
教育次長	齊藤昇守
教育次長	山本

他各課長

昭和五十四年度公共図書館の予算増額等に関する要望書 全国公共図書館協議会

情報化社会の進展に伴い、国民生活の身近な情報センターとして公共図書館に対する期待と要望とが急激に大きくなっています。

しかし今日、図書館の現状は、量質ともに、きわめて不十分であり、加えて近年の財政事情のため、図書館のサービス運営もいささか困難に直面しています。

この解決のためには、国による抜本的な振興対策を必要としますが、当面、昭和五十四年度の予算編成に当たっては、「図書館未設置市町村の解消」を重点に、全国公共図書館の整備拡充を図るため、特に次の事項について大幅な財政措置を講ぜられるよう強く要望します。

昭和53年度日国協公共図書館協会  
事業計画 (5/25 部会総会で決定)

昭和53年度事業計画

1. 会の運営
- (1) 総会 東京 53年5月25日(木)
  - (2) 幹事会 第1回 東京 53年5月24日(水)  
第2回 東京 54年2月中旬  
幹事懇談会 愛知 53年9月上旬 (予定)
2. 事業
- (1) 全国研究会 ( )内は開催県事務局
    - 奉仕部門(福島県立図書館)
      - 日時 昭和53年11月14日~15日
      - 会場 福島市民センター
      - テーマ 図書館システムについて
    - 整理部門(三重県立図書館)
      - 日時 昭和53年11月29日~30日
      - 会場 津市内
      - テーマ 資料収集の協力について
  - (2) 分科会研究会
    - 参考事務分科会(長崎県立図書館)
      - 日時 昭和53年10月25日~26日
      - 会場 長崎市内
      - テーマ 中小図書館における参考事務  
—現状と将来へのビジョン—
    - 児童図書館分科会(東京都立中央図書館)
      - 日時 昭和53年11月15日~16日
      - 会場 東京都内
      - テーマ 過去20年の研究会の成果をふまえて明日の児童サー  
ビスを考える
  - (3) 全国公共図書館研究会報告書(昭和52年度分)の刊行  
有償により作成(53年6月発行予定)

昭和53年度予算 (公共図書館部会)

科目	昭和53年度 予算	昭和52年度 最終予算	増△減	説明
1 協会交付金	430,000	430,000	0	
2 繰越金	1,536	213	1,323	
3 雑収入	300	323	△23	預金利子
計	431,836	430,536	1,300	

2. 支出の部

科目	昭和53年度 予算	昭和52年度 最終予算	増△減	説明
1 会費	3,550	3,550	0	
(1) 会議費	3,150	3,150	0	幹事会昼食代他
(2) 記録謝費	4,000	4,000	0	総会記録謝金
2 全国研究会	140,000	100,000	40,000	◎70,000×2集会(奉仕・整理)
3 分科会費	160,000	200,000	△40,000	◎70,000×2分科会(参考・児童) ◎100,000×2分科会(移動・視聴覚)
4 事務費	95,000	94,500	500	賃金②2,500×14日 35,000 通信費 4,000 印刷費 2,000
5 予備費	1,336	1,213	123	
計	431,836	431,213	623	

◎石本、54年度の全国研究会と各の開催地を右のとおり  
(53.2.16 幹事会内定)

- 整理部門(関東地区)
- 奉仕部門(中国地区)
- 視聴覚分科会(四国地区)
- 移動図書館分科会(近畿地区)

(5)

治癒された国会図書館  
長の懇談会 5/24

5月24日、午後時から、国立国会図書館に於て開催。県立指定市立あわせて50人以上の館長が出席した。例年、国会図書館側からの一方的説明に終りがちなこの会も、もっと「実りのあるものにした」との岸田(新)館長の意向をうけた担当の金村図書館協力部長(連絡部)ほかの協力を、それに応じた出席者側の熱意とで、近年にない充実した懇談会になった。たいへん喜ばしい。

下部の県立図書館長は出席して、その場で記録も新設したところと思うが、この日は主に発言内容の、かんたんご紹介にとどめることとした。

会の中は、今年から新設に出席することになった「京都市立総合資料館」の村上館長が、次の提案を行った。

村上(京都)

※現在国立国会図書館24条、25条にもつき、各府県内刊行資料(地方公共団体の刊行物及び取次ルートにのらない資料)が選抜利本とされているが、この業務を府県立図に委託してもらうには、府県立図が収集した国会に利本を、二山より自府県内刊行資料のものを収集が容易となる。

※フランクと国会図と県立図の間に、シートコピーと電送することを提案された。

山口(山口)

※国会図発行の書籍類も、その政府刊行物と、その公立図に無償提供してほしい。

※国会図と県立図の総合目録の増補改訂版について、私たち編集刊行の協力体制

を作るから、ぜひ国会図はその気運を作してほしい。(このことはすでに案じた秋田県立又館長の発言中にもあり)

会が終了予定の5時30分近く、通して、千葉県立金本館長が出席(金本館長は同時に開かれた日国協評議員会に出席しての進出も、発言にすぎた)。同評議員会に於て、「特別会員(施設・会費)と正会員に、議決権を付与せよ案」が否決された旨報告。

鈴木(千葉)

※今後は、「特別会員」に限り、改正案が否決されたこと、かんたんにする。(笑)

※山口、山口は、もとよりこれを発言するつもりだったが、どうも中々うらやましい失礼があったと断言していた。

国会図は、石に、我々との間に信頼関係を確立していただいたい。国会図は、こころが広い。

同じ仲間という感じがする。私は、初めて図書館界に入った昭和20年を思いだして、しみじみとおもった。進んで、という気が、どうもする。

国会図は、こうした我々の気持ちに、あてがう言葉を、お返ししている。これがある。たゞは、国会図の今後54年度のテーマ討議を、広く関係者に公用してゆく、というお話を、お聞きしたい。

福岡(兵庫)

※教育全体の中心、学校教育と社会教育の不均等は、いさぎよい。

※このままだと、図書館にあって、これこそ、世界に誇るべきものがある。これこそ、(たゞは、このテーマに、ついては、)

国内に、これだけの、全国ネットワークの確立。国レベルの図書館政策は、不可欠である。

※山口に、国会図は、いかに、テーマを、考へて、ある。

(6)



(資料) 図書館員連盟について (取材) 昭和53年4月

陽春の候 貴台にはますます御壯健に國務御勵精の段大慶に存じます。

さて日ごろ繁忙な国会議員としての生活の裡にあって読書に親しみ書物を集めるなどの同好の士が多数あることは、お互いまことに心強いことでもあります。心の粗たる良書を求め、調査のために好資料を尋ねるのは、なかなか楽しみなものであります。このたびはわれわれ同志相はかつて頭書の如き連盟を設け、国立国会図書館を利用しながら、国政審議に資するとともにわれわれの生活にも雅趣を添えることは如何かと御話し申し上げる次第です。

われわれはさらにこの連盟を通じて、図書、読書、図書館等についてのあらゆる問題に関心を高め、とくに国立国会図書館の調査業務体制を拡充し、また同館を、名実ともにわが国の中央図書館として各種各分野の図書館事業をバックアップする実力を備えた立派なものにしてゆきたいものと考えています。

右の趣旨から左記のような事業を計画しておりますが、今後はさらに会員諸君の御提案によって事業内容を拡大してゆきたいと思っております。

奮って御加盟あらんことを期待します。

- 一 講演会、研究会、懇談会等の開催
- 二 良書、貴重書、稀本等の紹介、説明会等の開催
- 三 図書、国際的な寄贈・交換
- 四 図書、読書、図書館等に関する振興運動の奨励
- 五 会員特別資料の配布
- 六 各区分野又は部門の新聞書等の紹介サービス

「しじみが高い」といふのは、血のめぐりがよくないからである。今後ともとしじみ、健康な生活を送りたい。

国会は業務をこなし、各団体と協力して参るべきである。今後の緊密な連絡を、いっしょに取組んでほしい。

最後に副会長の田中 崇野館長(全公国会長)が、次のとおり、しめくりの発言を行った。

まず、本日の会議の成果を申しあげるとしてあります。私共もやむを得ない発言をしております。

と前を述べ

○ 国会には、すべての館種の田の痛みを自らの痛みとする、という姿勢がなくてはならない。

○ 国会は、その痛みを、ひとりで抱えきれない。相互に支えあう必要がある。直接の支えあいがなされるよう、相互に協力しあうべきである。例としては、研究、意見の提出、試案の作成など。それら、一歩を踏み出すには、国会が一歩を踏み出すべき。国会が九十九歩を踏み出すまで。

○ 30年前に比べて、いま、公共図書館は、1,100、大学図書館1,300、専門図書館500、それに、学校の数だけの学校図書館がある。これはネットワークの核が国会にある。

○ 国会は、多くの図書館全般でカバーする国策は、今、日本にはない。全館種にわたる国の政策の空白がある。

各館種が各自に活動して、互いの分擔りを果たすというアンバランスな状態が、どうして克服できるか。ネットワークが組めるか。図書館政策の策定にあたって、一歩を踏み出すにはいい。

○ 国会と連帯して、中央の中核は、国会にあり、国会館にわたる図書館政策をやらせてあげよう。国会は、お互いに競争しあうのではなく、力の弱い府県立館長一同から、ささやかな挑戦を、受け取ってほしい。

岸田館長の挨拶

十分話しあうことに感謝する。

NO.6 53. 7. 3


# ニューズレター

全国公共図書館協議会

**定期総会終了**

昭和53年度事業として、図書館の7シヨトルプラン(全国計画)策定を正式に決定

6月30日(金)  
都立中央図書館に於て



○ 出席者は約80人、他に各団体から約350通寄せられ、総会は成立。

○ 議長に福島県立図書館長

佐藤周二氏、名古屋市鶴舞中央図書館館長前川勝氏を送出。

○ 挨拶

会長挨拶 — 東京にお集まりいただきありがとうございます。今日の図書館界には、新しい動きがはじまろうとしている、今日は53年度の全公の仕事をどうするかが中心に大いに議論願いたい。

文部省 社会教育官伊藤俊夫氏 挨拶 — 日頃図書館活動にご尽力いただき感謝します。文部省は、そのための環境づくりをして、図書館新設のための補助、ソフトウェア(サービス)の援助などである。

本年度は、新設30館分に補助する。来年度は97館の希望がある。そのうち37館はすでに今年から建設ははじめている。

したがって来年度は、最低37館分の予算が必要である。

その他公共図書館の充実のため補助を留意している。BM用図書購入費、点字図書、目録の作成、読書指導、講演会などである。また、従来のBM用自動車購入費補助のほかに、マイクロ関係、コンピューター関係など、図書館近代化のための補助金を新たに準備した。

「図書館の望ましい基準」については検討中である。

国会図書館のさも入りで、図書館員連盟までできた。図書館の充実を期して、がんばりたい。

日協理事長 渡田敏郎氏 挨拶 — ひとつの図書館がすべての図書を購入することは不可能である。ネットワークが必要である。この点で、先進国に

くらべ、我が国は50年おいている。行政面にも問題がある。

図書館については、いままで文部省の関心もうすかったように思う。図書館は貸本屋とはちがう。図書館にネットワークは不可欠である。この拠点となるのが公共図書館である。公共図書館が発展すること、学校図書館、専門図書館の発展につながる。教育面から考えても小学校レベルから、図書館利用教育がもっと明確に必要になる必要がある。日本の将来のためにも、心算である。将来の日本を、地域の学校図書館の拠点となるよう、公共図書館の発展を心から望むものである。

国会国連総務部長 森田康之助氏 挨拶 — 全公は活動が活発で、組織もよくなりました。最近、図書館の全国計画を

ていろいろやること。国会は  
その事業内容から、ナショナルプラ  
ン(全国計画)にたいし関心を持  
つものである。住民に直接奉仕  
している公共館の協力がなければ、国会は単なる大きな建物  
にのってしまふ。同じ図書館同志  
として手をたすきあせて、共に図書館  
活動をすすめてゆくことが日本の  
図書館の発展につながる。  
文部省とも連携し、みのりある  
成果をあげてゆきたい。

○議事

(1) 役員(欠員)の選出

前任者の退職または辞任に  
よる役員欠員について、次のと  
り、後任の承認または選出  
を行った。

了、理事の承認。——北日本地  
区宮城県立図書館佐竹正久

氏ほか7人の新理事を承認。

1. 副会長の承認

前任者 岐阜県立図書館長三河村  
穰氏の後任に、大阪府立中之島  
図書館長片岡重治郎氏が承  
認された。(理事会の互選に基  
づき)

2. 監事の選出

前任者の転任または辞任により  
2名欠員が出た。後任として  
次の方を選出。

兵庫県立図書館長白井康夫氏  
大宮市立 松岡淳一氏

次に記す公同役員は、現在  
3ページ資料1(役員名簿)の  
とおり

(2) 昭和52年度事業報告及び  
決算

原案どおり承認

(3) 昭和53年度事業計画及び  
予算

事業計画(資料2—3ページ)  
予算(資料3—3ページ)  
のとおり決定。  
事業計画のうち、とくに中心と  
なる「図書館のナショナルプラン  
(全国計画)」については、資料4  
(5ページ)により説明、了承された。

(4) 昭和54年度文教予算の増額  
に関する要望について

※10ページ、資料5のとおり  
決定。  
ただし、次の意見(要望)があった

〈意見〉 文部省に対する補助  
金の増額が中心になっている  
が、地方交付税も大きな役割  
を持っている。市立国が、増えて  
いるが、基礎財政需用額では不

十分である。自治省に対し、単価  
アップ等、増額を働きかけるべき  
だ。

○特別起債についても要望して  
ほしい。現在は、7割あり、十分  
ない。

文部省の予算(建設費補助)は  
今年、20館分がある。来年はさき  
ほどの挨拶(文部省の)にもあった  
とおり、40館分、できれば99館  
の要求をして欲しい。

また自治省は、人件費がふえる事  
業に予算を増やさなければ、要望しな  
いことだ。分館やR.M.は、人  
手がかかるのをPRすべきだ。

以上の点から、自治省にも別途、  
「地方交付税」と「起債」につ  
いて、要望してゆくことになった。

(2) ニューズレター No. 6

地区	氏名	館名	地区	氏名	館名
北 日 本	佐竹 正久	宮城県立	四	河内 通芳	高知県立
	田中 保	北海道立	新	和泉 照雄	香川県立
	又井阿東雄	秋田県立	国	井原 康男	愛媛県立
関 東	佐藤 周三	福島県立	九	輪田 鋭彦	福岡県文化会館
	奥野 定通	東京都立中央	新	宇都 哲	鹿児島県立
	武田 英治	神奈川県立	新	小林 安司	北九州市立中央
	小林 一好	桐生市立	新	大脇 勲治	長崎県立長崎
東 海・ 北 陸	新 宗 知信	静岡県立	○	中島金次郎	栃木県立
	関 俊治	群馬県立	協	布施 六郎	千葉県立中央
	青鹿 一郎	埼玉県立浦和	議	片岡 漢	山形県立
	新 岡田 幸夫	鹿沼市立	会	高橋 正治	埼玉県立浦和
近 畿	糸魚川 功児	岐阜県立	監	高橋 正治	新潟県立新潟
	新 広瀬 誠	富山県立	事	金村 繁	国立国会
	○ 前川 勝	名古屋市中区中央	監	萩原 芳	岩手県立
	○ 片岡重治郎	大阪府立中之島	新	白井康夫	兵庫県立
中 国	田中 茂	大阪府立中央	新	松岡淳一	大宮市立
	布村 忠雄	京都府立			
	山田 直信	和歌山県立			

科目	53年度予算	52年度予算	増△減	説 明
1 分担金	214,600円	214,000円	2,000円	未収入金51年度1,000円52年度2,000円を含む
2 国庫補助金	1,000,000	1,000,000	0	
3 寄付金	0	500,000	△500,000	創設準備寄付金切
4 雑収入	4,000	4,818	△818	預金利息
5 繰越金	422,222	385,649	23,653	
計	523,222	570,737	△47,515	

ニューズレター No. 6

(3)



2. 支出の部 (資料3, つづき)

科目	53年度予算	52年度予算	増△減	説明
1. 会議費	54,000	72,000	△18,000	(1) 配冊費 4,000 (2) 総会資料作成 5,000 計 54,000
(1) 総会費				
(2) 理事会費	60,000	78,000	△18,000	(1) 理事会昼食代 45,000 @1,000×45 (2) 理事ごん談会昼食代 15,000 @1,000×15 計 60,000
2. 事業費	2,000,000	2,481,000	△481,000	(1) 地区経費 700,000 @100,000×7地区 (旅費・会費等) (2) 本部連絡用経費 150,000 (3) 会費 50,000 (4) 報告書作成 750,000 @500×1,500部 (5) アルバイト賃金 150,000 @2,500×60日 (6) 報告書送料 50,000 (7) 奨励費 9,000 @30,000×3件 (8) 地区(総務)経費 60,000 @30,000×2地区 計 2,000,000
図書館全国計画(仮称)の研究調査				
3. 普及費	140,000	100,000	40,000	(1) 会報(2回) 100,000 1回50,000円×2回 (2) ニュースレター(10回) 1回4,000円×10回 40,000 計 140,000
4. 部会交付金	160,000	160,000	0	協議会部会交付金
5. 渉外費	170,000	162,000	8,000	(1) 関連機関との懇談会 90,000 (2) 随伴連絡費 30,000 (3) 行動費(昼食代等) 30,000 (4) 要領書印刷 20,000 計 170,000
6. 語文出金	167,000	177,000	△10,000	(1) 表彰状作成 30,000 (2) 記念品(表彰) @1,000×70 70,000 (3) つつ @100×70 7,000 (4) 表彰式昼食代 @1,000×40 40,000 (5) 社会教育懇話会費 20,000 計 167,000
7. 事務局費	150,000	150,000	0	(1) 連絡用経費 50,000 (2) 事務局旅費 50,000 (3) 消耗品代 50,000 計 150,000
(1) 事務局費				
(2) 職員費	300,000	325,000	△25,000	(1) アルバイト賃金 300,000 @2,500×120日
8. 予備費	31,222	569	30,653	
計	3,232,222	3,705,569	△473,347	

※ 収入の部 52年度予算は、当初予算に補正増1,818円を加えたものである。  
支出の部 52年度予算は、最終予算額(当初予算額+洗用増減)である。

(4)

コンシューマー & c

(資料14)

図書館のナショナルプラン(全国計画)について

I 全国計画が必要とされる背景

どこに住んでいようと、その欲する知的情報を容易にしかも公平に入手できる公的仕組が社会に用意されていない。ならない。

その仕組こそ図書館であり、図書館システムであるはずである。ところがわが国の図書館は、公共図書館、大学図書館、高校図書館など、どの分野の図書館についても、欧米諸国に較べて、質量とも劣っている。さらにそれぞれの図書館相互の間には協力連携の組織も活動の実態も全くといっていいほどない。

およそ図書館はひとりの国民の教養・学問、あるいは生活上必要な情報需要にこたえらるとともに、行政、教育、産業活動などについて必要とされる調査活動に対応できるものでなくてはならない。また、国民の生涯にわたる教育の場としての意義にも大きいものがある。

1. わが国の図書館のさせえの問題(公共図書館の立場から)

(1) 図書館資料(情報)を公平に利用できる条件がととのっていない。

- ・施設整備のおくれと施設の不備
- ・資料の不足
- ・司書の不足と身分の不安定
- ・ネットワークの組織も実態もない

(2) 図書館の発展にとって不可欠な財政基盤が弱い。わが国の自治体は、欧米諸国の州、県、市町村に較べて財政基盤が極めて弱く、自治体の努力だけで図書館を発展させることは到底望めない。

国の思い通りの財政援助に期待する以外に発展への道はみられない。

(3) 国の図書館政策といえるものがない。

図書館の文化行政、社会教育行政における位置づけが不明確である。従って、その振興発展をうながす政策もないに似しい状況である。

図書館界がその英知を結集して全国計画を策定

(5)

を作成して、国に引きわたる以外に方法はない。

- 政策を担当する行政庁の理解が深まる。
- 国会における議員の理解と協力が得られる。
- 国民の理解と支持が得られる。
- 設置運営に関する基準(望ましい基準)早期実現にむけての力となる。

## 2. 図書館員連盟の発足

衆議院議員165名、参議院議員78名、計243名からなる図書館員連盟は、5月12日に発足し、国会図書館を事務局に活動を開始した。

その設立の趣旨は「われわれは連盟を通じて、図書、読書、図書館等についてのあらゆる問題に関心を高め、とくに、国と国会図書館の調査業務体制を拡充し、また、同館を名実ともにわが国の中央図書館として、各種各分野の図書館事業をバックアップする実力を備えた立派なものにしてゆきたい。」となっており、また、連盟事業の項目の中には「図書、読書、図書館等に関する振興運動の奨励」があげられている。これは、全国計画策定への大きな支援であり、ま

さに好機と言えらる。

## 3. その他の条件もどこのいつある。

情報資源のトータルな管理と流通、そして利用のシステムづくりの必要性がたがまっているが、コンピュータ、テレファックスなど科学技術の発達によって、初条件がどこのいつある。

今日のように進展の激しい情報化時代では、各館種の図書館がそれぞれ単独で質の高いサービスとすることには限界があるわけで、各館種の中での連携は勿論のこと、館種間相互の連携なしには、多様な国民の情報需要にはこたえられないし、また、図書館の発展も期待できない。

## II 全国計画策定の基本的視点

全国計画の研究を行うにあたって、共通理解としておくべき事項としては、次の4つの点がある。

1. 国民の知的欲求を満足させる機関であり、生涯教育のための有力な場である公共図書館は国民の身近な

(6)

場所に、きめこまかく整備されなければならない。

2. 図書館は単独では、国民の多様な知的情報の需要にこたえられない。
3. 公共図書館はあらゆる国民の知的要求にこたえなければならない任務と責任をもっている。したがって、どの図書館も責任は重いし、発言権も持っている。
4. 全国計画は公共図書館を主軸に、館種をこえた全国図書館共通の課題である。

## III 全国計画の構想

1. 図書館活動の基盤整備の方向と対策
  - 施設整備
  - 資料とサービスの充実
2. 人材の確保と資質向上への対策
3. ネットワークを可能にする条件整備の方向と対策
  - 総合目録、書誌、索引類の作成
  - 目録類などの標準化
  - 技術的問題への対応と円祭
4. ネットワークのシステムの研究

- その全体構造
  - 地域的課題、全国的課題、国際的課題
  - 拠点館の調整機能
  - 調査図書館及調査図書館の協カシステム
5. 図書館利用促進のための教育の普及
  6. 出版と図書館の関係などについての問題

## IV 全国計画検討にあたっての前提条件

1. 所管行政庁及び教養長協議会の十分な理解を得る。
2. 全公団が検討の中核になるが、国会図書館の支援と協力を得る。
3. 日本図書館協会の全面的なバックアップを期待する。
4. これまでの研究の総括と体系化。
5. あらゆる調査研究の企画。
6. 国民の理解を得るための啓蒙運動。
7. 全図書館及び図書館員の理解を得るための対策。
8. 検討を円滑に進めるための全公団の資金確保。
9. その他

(7)

Ⅳ 全国計画試案策定事業の進め方

1. 試案策定の年次計画

試案策定のための研究期間は、概ね6年間とし、前期3年ではほぼ全体の策定事業を終え、後期3年では、館種間の調整及び実験的事業のパイロット地区での実施などの調整と統合の作業を進めつつ、最終試案のとりまとめをする。

(年次計画についての考え方)

年次	主な事業の項目
前期3年の事業計画	文1年次 1. 図書館政策の理論のまとめ ・基礎資料(情報)の収集と分析 ・過去の研究成果の総括と体系化 2. 施設整備計画案のとりまとめ
	文2年次 1. ネットワークのシステムについての研究とまとめ ・ネットワークを可能にする諸条件の検討 ・技術的問題の研究 2. 施設資料、ネットワークを中心とした計画策定の研究
	文3年次 1. 人材確保と養成のための施策の研究 2. 全国計画試案のまとめ 3. 試案についての国民の理解と深め対策
後期3年の事業(文4～6年次)	1. 館種間の考え方の調整 2. パイロット地区での実験と集約 3. 最終試案のとりまとめ

(8)

- 各年次の研究の成果を次の年次で補強修正しつつ、確かなものにしてゆく必要がある。

2. 研究をすすめる組織

研究組織	研究のための単位組織		全国調整組織
	基礎的研究単位	各ブロック研究単位	
構成	各都道府県(47)	各ブロック(7)	各ブロック代表・学識経験者等
名称	全国計画委員会		全国計画調整委員会
進め方	分担テーマに基づく基礎調査と研究	分担テーマの合同研究	各ブロック研究の統合と調整 ・作業全体の進行管理

3. 研究事業を進めらう上で留意すべき点

- (1) 図書館員連盟の活動に着目する必要がある。
  - ・ 議員連盟の活動の進捗に合わせた研究。
  - ・ 事務局である国会図書館との連絡を密にする。
- (2) 文部省、日図協への情報の提供をすること。
- (3) 事務局が十分働き得る態勢をととのえる必要がある。

Ⅵ 策1年次に行うべき研究と進め方

初年次の研究は、かなり速度を早めて、十分なものでなくても全国計画試案の大綱が、いつでも提供、提示できるようなしておく必要がある。

1. 理論のまとめのための作業	(1) 全国計画の研究素材となる資料の収集と分析 ・自治体の図書館計画に関する資料(情報) ・日図協の研究にかなう資料(中小レポート) ・海外先進諸国の全国計画及び相互協力のシステム等に関する資料 (2) 過去11年間の全公団研究事業の総括 ・全国計画の策定という視点で総括するとともに、全体を見直して基礎資料とする。 ・体系化と補強修正
2. 図書館政策に関する理論の集約	(1) 学識経験者、実務経験者、研究経験者の協力を得て政策理論のとりまとめを急ぐ (2) 望ましい基準づくりに参画した人達の協力を得るとともに、あの時の提案をひとつのりどころにする。

3. 施設整備計画案のとりまとめ	(1) 望ましい基準作成のさいの1年次提案を基礎に補強修正を行う。 (2) 新たな要素をカバホする。 (3) 地区、ブロックの検討成果を集約して施設整備に関する全国計画試案にまとめる。
------------------	--

全国計画への第一歩として、初年度に、理論部会と施設整備全国計画試案(1年次案)をとりまとめ、関係機関に提示するとともに、公表する。

- ・ 望ましい基準との関連性 …………… 文部省
- ・ 図書館員連盟との関連性 …………… 議員連盟及国会図書館
- ・ 日図協との協力関係 …………… 日図協及び関係組織
- ・ 全公団事務局と各ブロック研究組織(事務局)との連絡、連携
- ・ 実務経験の豊かな図書館職員の実力

(9)



(資料 5)

昭和五十四年度公共図書館の予算増額等に関する要望書

情報化社会の進展に伴い、国民生活の身近な情報センターとして公共図書館に対する期待と要望とが急激にたかまっています。

しかし今日、図書館の現状は、量質ともに、きわめて不十分であり、加えて近年の財政事情のため、図書館のサービス運営もいじりしい困難に直面しています。

この解決のためには、国による抜本的な振興対策を必要としますが、当面、昭和五十四年度の予算編成に当たっては、「図書館未設置市町村の解消」を重点に、全国公共図書館の整備拡充を図るため、特に次の事項について大幅な財政措置を講ぜられるよう強く要望します。

- 一、施設費補助の大幅な増額
- 二、図書館活動費補助の増額
  - 巡回活動、障害者サービス、読書情報（新書リストなど）の提供など
- 三、設備近代化補助の増額
  - 移動図書館車、協力車、マイクロ設備、コンピューター設備など
- 四、職員の海外派遣費の増額

(新規)

- 五、図書館サービス網整備のための研究調査（モデル地区等）
- 六、図書館に関する全国世論調査の実施
- 七、「公立図書館の設置及び運営に関する望ましい基準」の早期公布

昭和五十三年 月 日

殿

全国公共図書館協議会  
会長 奥野定通

全国公共図書館協議会  
図書館協議会部会  
部長 中島金次郎

(10)

NO.7 53. 7. 7

ニューズレター

全国公共図書館協議会

54年度文教予算要望

— 文部省に一回要請を行なう —

去る6月30日(金)、全公図総会終了後、当日決定した要望書を携え、文部省社会教育局への一回の陳情を行った。全公図側からは、奥野会長、武田・片岡・前川各副会長、及び事務局、文部省側からは望月社会教育局長、別府審議官、浪貝社会教育課長、光安専門員、森本施設係長が出席した。奥野会長が要望書(ニューズレター

No.6, 10A-B(参照)の各項目について説明、ひきつづき長時間にわたり懇談、お一回目の陳情を終了した。

図書館のナショナルプラン(全国計画)の作業のすめ方について



6月30日の総会で正式に全公図の事業としてとりあげることになった全国計画の策定は当面次のとおり作業をすすめる予定である。  
(「地代表連絡会」(6月29日開催)の合意事項である)

お一回の研究会テーマ

- 次の4項目とする。
- ① 図書館の理論
- ② 基礎資料の収集と分析
- ③ 過去の研究成果の見直し、

体系化

④ 施設整備計画

地区別分組

各地区とも、上記4つのテーマをとりあげる。

調整委員会

各地区研究の統合と調整、作業全体の進行管理のため、「全国計画調整委員会」を設ける。構成は、各地区の代表のほか、会長が委嘱する若干名とし、そのお一回の合会を、秋(10月頃)に開催する。

なお、地区を代表する委員の人選を、7月の末をめどにお原簿することとした。

作業のすめ方

研究会テーマ①については、事務局がたたき台を作り、それに基き各地区で検討する。

研究会テーマ②については、当面、各地区で県や市町村の図書館計画などの基本的資料を収集、整理し、事務局へ送付する。

研究会テーマ③については、事務局が見直しのための共通チェックポイントを作り、地区に送付、これらについて検討する。

研究会テーマ④については、地域の実情をふまえ、それぞれ地区で作成してみる。

なお、6月29日の「地代表連絡会」


の出席者は次のとおり。

- 北日本 宮城県立田(副館長)
- 関東 神奈川県立図書館長
- 東海北陸 岐阜県立 "
- 近畿 大阪府立中之島 "
- 中国 鳥取県立鳥取田(副館長)
- 四国 高知県立図書館長の代理として、高知県東条事務局より出席
- 九州 福岡県文化会館長

ニューズレター No.7

(1)

**北海道図書館連絡会(仮)**  
が発足



去る6月5日、札幌で、北海道地区の全館種の図書館による連絡懇談会が開催され、国会図書館長、日図協理事長、国立公文書館長らとが出席、全国でもはじめての集りとなった。協議は、館種間相互協力や国会図書館・日図協への要望などのほか、日図協 深田理事長(慶大教授)、国会図書館 酒井副館長による日本のナショナルプラン策定への提案があり、活発な話し合いが行われた。

この会議で、相互協力態勢整備のため、北海道地区全体の図書館協力の場として、連絡

組織の結成が、北海道図書館振興協議会(公共団)から提案され、全館種代表がこめて賛成、このため、当面館種代表による設立準備会の設置と決定。世詩人に、公共図書館(北海道立図書館 田中館長)があったことに、併称『北海道図書館連絡会』の発足が決定した。

この種の組織は全国でもはじめてのことであり、ナショナルプラン策定への有力な布石として、今後の活動が大いに期待される。

当日の出席者は次のとおり

- 北海道図書館振興協議会(公共団)
- 北海道地区短期大学
- 北海道地区専門図書館
- 北海道学校図書館協会

他に、国立国会図書館長、副館長、連絡部長、国立公文書館長、日図協理事長、事務局長 などが出席。

図書議員連盟の今後の動き

6月14日、7月3日に理事会を開いて、我が国の図書館振興策を中心に、今後の活動方針などを協議中とのこと。

群馬県立図書館新館不案内

7月10日落成式  
7月11日業務開始

群馬県立図書館は、前橋市内の群馬大学学芸学部移転跡

地に新館を建設中であったが、7月10日落成式、11日業務を開始する。

新館は、地上4階地下1階、蔵書能力は70万冊、座席数文科600席。

特色は、県内の中心館とあわせ、県内遠方からの来館者(公民館図書室や、西日本所などの関係者を含む)のため、駐車場スペースを大きくつたこと(170台分)、戸外での読書のため、緑陰コーナーを設けたことである。また旧館時代にくらば、開架図書が7万3千冊と大増え、視聴覚資料関係も充実した。

職員は9名(正規5名、嘱託4名)増員し、計34人となった。新住所は、前橋市日吉町1-14-8 電話番号11変更なし。

No.8 53.9.4  
**ニュースレター**  
全国公共図書館協議会

54年度概算要求決まる(文部省)

施設費補助は、17億5千万円(5千万円×35館分)

6月現在、全国の97自治体から新設計画が出されていた図書館施設費補助であるが、概算要求は35館分17億5千万円に終わった。その他の事項も右の表のとおり、どちらかといえば抑えた要求額になっている。

要求段階からきびしいワケ  
これは、大蔵省に持ちこたえ各

省のワケ(伸び率など)のしめつけが、54年度、いっそうきびしくなったため。なか之は、要求しても取れやうにないものは要求しない、という文部省の考之方のあらわれとかが出てくる。

『執行上は市町村に迷惑はかけない。』望月局長談

全公団では8月10日、文部省に望月社会教育局長と訪ね、施設費補助の大増額を要求した。局長は、上記要求段階からのきびしい状況を説明し、次々とあり言明した。

『要求の案とは関係なく、運用面で考慮する。図書館を作ろうという意欲のある市町村を困らせるようなことはしない。着工したものは見守る。』(53年度着工54年度継続は37館)

53年度補正予算を要求  
54年度予算とは別に、文部省の

昭和54年度概算要求(図書館関係) 次へに参照

事 項	54年度要求額	53年度要求額	同 予 算 額
① 公立図書館施設費補助	1,750,000 (50,000 <sup>千円</sup> × 35館)	1,395,000 (45,000 × 31館)	900,000 (45,000 × 20館)
② 図書館活動促進費補助	32,994 (1,500 <sup>千円</sup> × 1/2(補助率) × 47か所)	108,000 (同左 150か所)	33,840 (同左 47か所)
③ 教育方法改善設備費補助	128,486 (教育機器充実 1/3以内の定額 70か所 巡回活動促進設備費(BM) 1/3以内の定額 30台)	192,000 (同左 100か所 同左 42台)	81,995 (同左 47か所 同左 15台)

(注) ②③については、緊縮財政のための節約分が差引かれているので、内訳を積上げてみたものと総額には、やや差が出ている。

は、景気刺激のための支那の道と生活関連施設の整備にふさわしいという福田首相の呼びかけにこたえて、公民館、図書館関連の補正予算を要求した。内容は、わかり次第、発表させていただきます。なお、国立国会図書館は黒字化のための洋書購入費20億を同じく補正で要求したとのこと。



昭和54年度概算要求事項一覧(1)概算

53.5.1  
社会教育局

事 項	54年度要求額	前年度予算額	比較増減額	備 考
公民館、図書館、博物館、社会教育施設整備	1,667,000	1,198,800	5,681,400	
1. 公民館等	1,173,000	744,400	4,288,600	
(1) 公民館	1,161,000	734,400	4,266,000	306館→430館 ②24,000円→27,000円 1館
(2) 県立総合社会教育施設	120,000	100,000	20,000	①100,000円→120,000円 20館→35館 ②45,000円→50,000円
2. 公立図書館	1,750,000	900,000	850,000	
3. 公立博物館	800,000	450,000	350,000	
(1) 博物館	650,000	450,000	200,000	10館→13館 ②45,000円→50,000円 3館
(2) 子ども博物館(新設)	150,000	0	150,000	③50,000円 5か所→8か所 ④45,000円→50,000円
4. 公立青年の家	400,000	225,000	175,000	6か所→13か所 ⑤120,000円→130,000円 2館
5. 公立少年自然の家	1,690,000	720,000	970,000	2館 ⑥45,000円→50,000円 2館 ⑦60,000円→100,000円
6. 公立児童センター	100,000	90,000	10,000	
7. 公立婦人教育会館	200,000	120,000	80,000	
8. 昭和52年度国民生活改善計画の歳出化額(公民館)	0	1,139,600	△1,139,600	
三 生涯教育事業の充実に係る補助	323,622	203,580	120,042	290か所→461か所 ⑧150,000円 か所数内訳 公民館活動 220か所→347か所 図書館活動 47か所 博物館活動 22か所→47か所 婦人教育会館活動(新設) 20か所
六 教育方法改善設備の整備	128,486	81,995	46,491	1. 教育機器充実 103,551 47か所→70か所 2. 高等学校運動場整備 24,935 15台→30台

社会教育課 総務課  
前年度予算総額 37,864,273千円  
概算増減額 28,995,143千円  
概算増減率 76.6%

# ニューズレター

全国公共図書館協議会  
No.9 55.1.7

## <図書館流通センターについて>

ここに設立された新会社、図書館流通センターの機能、特に公共図書館サービスとの関係については、56年春に稼働が予定されているジャンプ計画と併せて大いに注目されている。このため、この会社の計画、公共図書館の日常業務との関係等について日頃の労苦を、具体的に述べた本誌を、読者、資料化して次回ニューズレターで報告したい。

55年度予算決まる — 全体に横ばい、施設費の伸び9.9%に止る。

### 1. 概要

事 項	54年度 予算額	55年度 要求額	55年度(百万円)				備 考
			歳入総額	歳出総額	増減額	備 考	
公立社会教育施設の整備			①	②	③=②-①		
1 公民館	11,610	14,520	72,760	145,200	1,760	0	
2 公立図書館	1,440	2,190	1,681	2,193	612	0	
	30館 ④42,000	43館 ⑤51,000	31館 ⑥51,000	(12館)			
生涯教育事業の充実							
社会教育施設活動促進費補助	221	290	220	290	70	0	
教育方法改善設備費	82	82	82	0		予算2カ所	

### 2. 説明

① 前次査定(12月24日)額がその日決定額になった今回の予算案が、公民館との対比では、少特色が伺える。

公民館は、430館→440館、②27,000→③32,000の増に計り、館数は要求より1カ所増は、④27,000に抑えられた。  
図書館は、30館→43館、⑤42,000→⑥51,000の増に計り、館数は要求より⑦51,000円が館数は増1館に止った。

② 査定に先立って行われた、全公団と望月社会教育局長との話し合いで、局長は、54年度措置と同様に、社会教育施設整備費の総枠で実用化を考慮していく旨語っている。

54年度は、当初14億4千万の予算に増額追加された結果23億5千万の実施規模となり、希望館数51館に対し49館が交付決定は、96%の達成率であった。

55年度の各県の希望館数は93館(概算)だが、公民館と図書館の予算14億4千万の枠(対前年比12億9千万増9.8%)改定などの位置づけは、注目したい。



ISBN 説明会 (図書館雑誌 5月号に予告)  
日図協主催により 6月5日(木) 午後 都立中央図書館で開催。日本図書館管理委員会から訂正  
指導、今後のイオメ等説明が予定。  
(なお、同管理委員会から 3月、図書館長「出版物指導」を指定する旨通知があったが、これは、大学出版社  
のリストに拘わらずのもので、全館とのバーコードをいふ旨です。この方法も今後の課題とされ、2冊。

5.6月の諸日程について

下記のように予定していますのであらかじめご承知置き願います。(かつて文書連絡)

5/ 21(木)	6/ 2(月)	3(火)	4(水)	5(木)	26(木)
全国調査委員会 (午前・午後 都立中央)	日図協理事会 (午後・日図協)	公共図書館協会 (午後・都立中央) 公共図書館協会 (午後・都立中央) 公共図書館協会 (午前・都立中央)	日図協総会 (午前・都立中央) 図書館法30周年記念式典 (午後・都立中央) 表決式・シンポジウム	ISBN説明会 (午後・都立中央)	全国図書館長会 (午前・都立中央) 全国図書館長会 (午後・都立中央)
↑					↑
→ 「全国計画」各論水次草案					→ 報告
→ 理論水次草案					→ 報告
→ 基礎資料系草案校訂					→ 配布
		修正・印刷	修正・印刷	印刷	→ 配布
					→ 配布
					→ 配布

※ 30周年記念功労者大臣表彰  
現在、文部省、日図協と協議  
中  
答復班 6人 3名以内程度  
の乗車

資料編

図書館職員表彰要綱決り

来る6月4日の図書館法制定30周年記念式典のさいに行う、文部大臣表彰の要綱が下記のとおり決り、4月21日付をもって都道府県教育委員会教育長あて発送されました。

同要綱の3-(ロ)に、「都道府県教育委員会は、被表彰者を選ぶにあつては、関係者せらなる選考委員会を設けるなど適切な措置

を講ずること」と記されており、都道府県立図書館長さんには当然協議があるものと思いますが、念のためお知らせします。  
なお、被表彰者の人数については、各道府県内の公立図書館の職員数に依り、それぞれ名の範囲で人数を指定して、通知されております。

推薦書の提出日は5月10日となっております。あまり期間もありませんので、何卒よろしくおわがいたします。  
6月初旬に東京でお会いできる日をお待ちしております。

(事務局)

図書館職員表彰要綱

1. 趣 旨

図書館法制定30周年に当たり、図書館に勤務し、図書館活動の振興に顕著な功績のあつた者を文部大臣が表彰し、もつて今後の図書館活動の発展に資する。

2. 表彰の基準

被表彰者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならぬ。

- (1) 図書館法第2条に定める図書館に勤務し、常勤の館長(副館長・分館長を含む。以下同じ。)又は職員として1.5年以上の経験を有する者(選取者を含む)。
- (2) 館長にあつては次に掲げる①の、職員にあつては②のいずれかの分野において顕著な功績があると認められる者。
  - ① 館長として
    - ア 図書館運営の改善を図り、すぐれた図書館奉仕の実現に努めたこと。

イ 職員の増員、研修の機会を確保あるいは職務分担の工夫等により、職員体制を充実整備したこと。

ウ 図書館の施設、設備や図書館資料を整備したこと。

エ 図書館奉仕に当たつて、他の図書館、公民館、博物館、学校、研究所等と効果的な連絡及び協力を図つたこと。

オ 図書館協議会の活動の活性化を図つたこと。

カ その他上記に類する功績を有すること。

② 職員として

ア 図書館の効果的な利用を図るため、図書館資料の収集、整理、保存、貸出し等に創意工夫したこと。

イ 読書会、研究会、資料展示会等の企画、実施又は読書グループ等の育成を図るために創意工夫したこと。

ウ 地域住民に読書情報を提供し、あるいは読書意欲を喚起するため、参考業務や読書相談、広報活動について創意工夫したこと。

エ 図書館奉仕の拡充を図るため、自動車文庫、貸出文庫の運用等の図書館業務において顕著な業績をあげたこと。

オ その他上記に類する功績を有すること。

3. 候補者推薦の方法

(1) 都道府県教育委員会は、上記表彰の基準に従い、管内の図書館の館長及び職員(選取者を含む)のうちから被表彰候補者を選び別紙様式により文部大臣あて推薦すること。

(2) 都道府県教育委員会は、被表彰候補者を選ぶに当たつては、関係者からなる選考委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。

4. 被表彰者の決定

被表彰者は、都道府県教育委員会から推薦された候補者を文部省において検討の上決定する。

5. 表彰の時期

昭和55年6月4日(予定)

# ニュースレター

全国公共図書館協議会  
No.12 55.6.7

## 全公図団総会

日時 6月26日(木)午前10時~11時30分  
場所 都立中央図書館講堂

### 議題

1. 64年度事業報告及び決算について
2. 65年度事業計画及び予算案について
3. 65年度文庫事業の増強について
4. その他

### 全公図表彰規程による表彰受賞者

昭和64年度表彰受賞者は、6月3日全公図理事会において下記のとおり決定しました。表彰式は、6月26日(木)全公図総会後、11時30分より行われます。

北海道	釧路市立市士別市立	札幌市立	旭川市立	旭川市立	旭川市立	旭川市立	旭川市立	旭川市立	旭川市立
青森県	青森市立	青森市立	青森市立	青森市立	青森市立	青森市立	青森市立	青森市立	青森市立
岩手県	盛岡市立	盛岡市立	盛岡市立	盛岡市立	盛岡市立	盛岡市立	盛岡市立	盛岡市立	盛岡市立
宮城県	仙台市立	仙台市立	仙台市立	仙台市立	仙台市立	仙台市立	仙台市立	仙台市立	仙台市立
秋田県	秋田市立	秋田市立	秋田市立	秋田市立	秋田市立	秋田市立	秋田市立	秋田市立	秋田市立
山形県	山形市立	山形市立	山形市立	山形市立	山形市立	山形市立	山形市立	山形市立	山形市立
福島県	福島市立	福島市立	福島市立	福島市立	福島市立	福島市立	福島市立	福島市立	福島市立
茨城県	水戸市立	水戸市立	水戸市立	水戸市立	水戸市立	水戸市立	水戸市立	水戸市立	水戸市立
栃木県	宇都宮市立	宇都宮市立	宇都宮市立	宇都宮市立	宇都宮市立	宇都宮市立	宇都宮市立	宇都宮市立	宇都宮市立
群馬県	前橋市立	前橋市立	前橋市立	前橋市立	前橋市立	前橋市立	前橋市立	前橋市立	前橋市立
埼玉県	さいたま市立	さいたま市立	さいたま市立	さいたま市立	さいたま市立	さいたま市立	さいたま市立	さいたま市立	さいたま市立
千葉県	千葉市立	千葉市立	千葉市立	千葉市立	千葉市立	千葉市立	千葉市立	千葉市立	千葉市立
東京都	東京都立	東京都立	東京都立	東京都立	東京都立	東京都立	東京都立	東京都立	東京都立
神奈川県	横浜国立	横浜国立	横浜国立	横浜国立	横浜国立	横浜国立	横浜国立	横浜国立	横浜国立
静岡県	静岡市立	静岡市立	静岡市立	静岡市立	静岡市立	静岡市立	静岡市立	静岡市立	静岡市立
愛知県	名古屋市立	名古屋市立	名古屋市立	名古屋市立	名古屋市立	名古屋市立	名古屋市立	名古屋市立	名古屋市立
岐阜県	岐阜市立	岐阜市立	岐阜市立	岐阜市立	岐阜市立	岐阜市立	岐阜市立	岐阜市立	岐阜市立
長野県	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立
新潟県	新潟市立	新潟市立	新潟市立	新潟市立	新潟市立	新潟市立	新潟市立	新潟市立	新潟市立
富山県	富山県立	富山県立	富山県立	富山県立	富山県立	富山県立	富山県立	富山県立	富山県立
石川県	石川県立	石川県立	石川県立	石川県立	石川県立	石川県立	石川県立	石川県立	石川県立
福井県	福井市立	福井市立	福井市立	福井市立	福井市立	福井市立	福井市立	福井市立	福井市立
山梨県	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立
長野県	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立	長野市立
山梨県	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立
山梨県	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立
山梨県	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立
山梨県	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立
山梨県	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立
山梨県	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立	山梨県立

資料編

# ニュースレター

No. 13

全国公共図書館協議会 55.6.28

## 昭和64年度 定期総会終了

6月26日(木)午前10時より、6名の参加で終了いたしました。まず、議事に先立ち柳野会長あいさつ、及び文部省七日書義官、国立国会図書館長、日本図書館協会理事長、東京都立図書館長、埼玉県立図書館長、石川信長氏等による挨拶、及び議程が承認されました。詳細は、会報よりお知らせする予定です。

- 議 事
1. 役員の変更について
  2. 昭和64年度事業報告及び決算報告  
及び財産報告
  3. 昭和64年度事業計画及び予算案について
  4. 昭和64年度文庫事業(国立国会図書館)の増強に関する要望について
  5. 国立国会図書館の石川信長氏からの報告資料について
  6. 基礎資料集の2集の印刷委託契約について

経 費 区 分	経 費	額	内 容
給 与 費	114,200	千円	更 員 1人 = 5,440千円 更 員 18人 = 81,180千円 その他職員 10人 = 26,580千円 役員手当 736千円
第 一 費	531	千円	国立国会図書館長報酬 7,200円 × 16日 × 1人 = 115千円 更 員 4人 = 416千円 国 庫 費 3,990円 × 112人 = 346千円
第 二 費	887	千円	国 庫 費 4,000円 × 16日 × 5人 = 320千円 上 京 費 (会議等) 38,600円 × 2回 = 77千円 プ ロ グ ラ ム 費 16,800円 × 4回 = 67千円 旅 行 費 5,250円 × 24回 = 126千円
第 三 費	2,070	千円	(自給自足事業団) 297千円 諸 務 費 750千円 印 刷 費 340千円 肥 料 費 240千円 自 動 車 検 査 費 340千円 光 熱 水 費 620千円 修 繕 費 120千円
第 四 費	200	千円	諸 務 費 2,000円 × 3,000日 = 18,000千円 運 送 費 2,000,000円 × 1/10 = 333千円 香 煙 等 7,000,000円 × 1/10 = 875千円
第 五 費	13,208	千円	諸 務 費
出 計	138,496	千円	
給 与 費	21,636	千円	更 員 4人 = 15,720千円 その他職員 2人 = 5,180千円 役員手当 726千円
第 一 費	340	千円	国 庫 費 3,000円 × 110人 = 340千円
第 二 費	168	千円	国 庫 費 700円 × 240回 = 168千円
第 三 費	1,370	千円	諸 務 費
第 四 費	310	千円	諸 務 費
第 五 費	3,580	千円	諸 務 費 1,700円 × 2,000日 = 3,400千円 ロ ー ム 入 賃 40千円 印 刷 費 140千円
出 計	22,224	千円	



# ニューズレター

全国公共図書館協議会  
55. 8. 16. No. 13-2

## 全国計画作業 着々進行中

6月の総会以降、全国各ブロックを中心に始められた、第一次草案のための研究協議は現在順調に進行中です。

何分始めての作業内容とあって各ブロック共苦勞さされている様相です。

各ブロックの検討結果は、予定通り8月末日までに事務局へ送付願うこととしていますが、全国調整委員会の開催予定が繰り上り、7月17日(水、大阪)となりましたので、準備作業上8月末日必着を勵行下さるようお願いいたします。

## 地方出版情報提供の提供

国会図書館では、流通過程の阻害なく地方出版物の完全な収集と情報提供とを目的として、全国的に力を得て着陸情報の定期的収集を計画している。この計画は、月毎に果敢に情報を提供し、各地方ブロックに力をつけて、本道報で各県へ還元するというもの。今次から開始予定で、あつて各県へ文章依頼の予定。マニファスツの「著録情報システム」としての実現的意義とあり、国会図書館と各県の協力のバックアップを期待している。

## 56年度予算要望書を自民党へ提出

全公団の予算要望執行期の一環として、日団協と連名の要望書(下記)を、8月20日自民党文教部会へ提出しました。この併行して、全公団の要望(6月総会承認)を23日として、向條文面へ要望していく予定です。今回の内容は、現行の数字を骨子として、56年度に、今年計画後30年の事業関連の「モレ」を補正し、数字を骨子として提出した点に新味が盛り込まれております。

- 一、理由 (一) 施設整備費補助金(見合)
- (二) 更に今日の公立図書館は、読書や情報に関する資料の組織的収集、自動車文庫による巡回活動等を通じて、身体障害者を含めたすべての住民にサービスすることが求められており、これらの諸活動を推進するため、公立図書館の資料費、設備費及び活動費に対する補助金を、昭和五十六年度予算において大幅に増額されるようお願いいたします。
- (三) すべての国民が、あらゆる資料をどこにいても利用することが可能となるよう、電算処理と電送システム等を導入した図書館ネットワークの実現を早急に期す必要がありますので、この実験研究に関する経費の計上等、図書館活動充実のために配慮下さるようお願い申し上げます。
- 二、要望補助金額
- (一) 公立図書館施設整備補助 60億 700万円
- 要望する額 42億 200万円(昭和五十五年度十五億八千万円)
- (二) 公立図書館資料充実費補助(都道府県立図書館用基本参考図書) 31億 300万円
- 要望する額 4億 7千万円(新規) ↓ 47億 900万円
- (三) 公立図書館設備近代化補助(移動図書館車、テレフレックス、拡大読書器等) 47億 900万円
- 要望する額 三億 円(昭和五十五年度八千二百万円)
- (四) 公立図書館活動促進費補助(点字資料、読書グループ育成、相互協力連絡車等) 一億 円(昭和五十五年度三千三百万円)
- (五) 公立図書館サービス網整備のための研究調査費補助(電算書誌システム、電送システム等) 7億 200万円
- 要望する額 二億 一千万円(新規) ↓ 9億 400万円

五十五年八月二十日 公立図書館の施設・設備費補助並びに資料費・活動費補助に関する要望  
自由民主党文教部会 自由民主党文教制度調査会  
社団法人 日本図書館協会理事長 浜田敏郎  
全国公共図書館協議会 会長 小杉山清

# ニューズレター No. 14

全国公共図書館協議会 55年10月15日

## 昭和56年度 文部省 概算要求(図書館関係)の概要

前年度より教員増員に伴って、56年度概算要求は、図書館関係も増員に伴って増大した。中でも、56年度概算要求は、前年度より増大した。

事項	56年度要求額	前年度予算額	増減	備考
一、社会教育施設整備				(前年度概算額)
1. 公民館等	14,650,000	12,870,000	1,780,000	440館 @29,000円 → @33,000円
4) 公民館	14,420,000	12,760,000	1,660,000	
(2) (10号)		(14,420,000)		
2. 公民館関係	2,230,000	1,110,000	1,120,000	31館 → 40館 @4,000円 → @4,500円
2. (4号)		(2,230,000)		
三、社会教育事業の充実				
3. 社会教育施設活動促進費補助	25,422	22,028	3,394	314館 → 361館 @15,000円 @15,000円
		(29,000)		公民館活動 220館 @20,000円 @20,000円
				公民館活動 47館 → 90館 @20,000円 @20,000円

① 公民館関係  
 公民館関係は、56年度概算要求は、前年度より増大した。中でも、56年度概算要求は、前年度より増大した。

② 公民館関係  
 公民館関係は、56年度概算要求は、前年度より増大した。中でも、56年度概算要求は、前年度より増大した。

③ 公民館関係  
 公民館関係は、56年度概算要求は、前年度より増大した。中でも、56年度概算要求は、前年度より増大した。

## 国会図書館情報

### 昭和56年度民間納入出版物数 (未納入出版物対策)

図書 27,298冊  
LPレコード 1,477枚  
巡回物 1,419種  
その他 4,197種(地図、ビデオ、etc)

特に地方出版物の収集、について、館庫削減のPR、納入に要する費用の増額と検討中

## 日団協情報

### 日団協理事、評議員の選挙規程の改正

日本図書館協会では、9月27日の評議員会において、理事、評議員の選挙の選挙方法の改正を決定した。改正案については、9月27日議決9月号、10月号に掲載。

主な修正点は次のとおり。

1. 選挙に次のとおり。  
「ただし、会費が6名以上の場合はこの限りでない」
2. 別表2で選挙の選挙方法を定める。

会費額	投票員数
30名以下	1
31-60名	2
61-90名	3
91-140名	4
141-190名以下	5

施設	会費額	投票員数	備考
公共図書館	697	18	
大学	392	10	
短大	219	5	高等も含む
専門学校	159	4	他館員に異なり4名
学校	72	3	
国立国会	1	1	
計	1545	41	

※ 55.9 現在で試算

### “図書館振興法案”具体化へふみ出す

— 図書館協議連盟が議員立法で提案を決定 —

11月5日図書館協議連盟の55年度総会が開催され、55年度の事業計画を決定した。

(事業計画)

#### 1. 公共図書館資料費倍増運動の推進

図書館の資料購入費を数字で見ると、54年度で約400億円、国内出版物販売額の約20%であり、GNPの5.5%にすぎない。文化立国を国是とする我が国としては極めて少ない。特に公共図書館の資料費は少額のため、倍増運動を求めたい。

#### 2. 出版文化の国際交流促進

人材の交流とネットワーク化促進を中心に力を入れていきたい。

### 3. 図書館振興法案の議員立法による国会提案

図書館事業の振興のための諸方策を盛り込んだ内容を考えていきたい。例として民間の資金と受入れる財団方式も必要であろう。

#### 4. 図書館案内職員の養成

〔以上を重要事業項目とする。〕

#### 5. その他

- (1) 内閣府国会図書館分館設立運動の推進
- (2) 会員の交流親睦の推進
- (3) 読書愛好者議員の話し合いをすすめる。

#### (総会申合せ事項)

56年度概算要求予算中以上の事業の街連予算の成立に会員の努力を要すること。

#### (図書館の構成)

6月選挙後の異動に伴い、理事の会費額は、276名

会長に前尾繁三郎氏と選任。(かつて名簿を送付済み。)

なおこの総会に対して図書館関係団体が陳情と行われた。

- 日本図書館協会
  - 理事 田中理事長
  - 理事 栗原理事長
- 全国公共図書館協議会
  - 小杉山会長
- 全国学校図書館協議会
  - 佐野理事長

※今国会 56要望書を中心に、基盤整備としての未設置町村の早期解消と、全国図書館網の整備について趣旨説明と行ない、国としての積極的対応が早急の課題である旨強調した。

### — 地方出版物に関する書誌情報の提供を — (国立国会図書館)

国立国会図書館では、流通ルートに乗り遅れたい地方出版物の収集に際して、これを完全なものとするためにその情報の早期入手を必要としています。このことについては、全公図・公共図書館部会役員合同懇談会(10月31日、鹿児島)において図館連絡部からも報告があり、公共図書館の発展に有効な指針として全員が承し、果敢に図書館による協力を承諾したものです。よろしくご協力下さるようお願いいたします。

記

#### ○ 収集計画概要

通常のルートに乗り遅れたい地方出版物の情報と各県単位に定期的に国会図書館に報告してもらい、この情報を基に国会図書館が直接出版者に連絡し購本してもらう。

収集金は順次購本週報にインポートし(シンボルマークにインポート)、国内出版物の完全な収録を目指す。

#### ○ 各県立図書館(各県/館)より毎月/回報告と提出していただく。

#### ○ 各県からの依頼文書は、別途国会図書館収書整理部より送付済み(11月16日付国図収字107号)。

### 56

#### 「文教科算査定迫る」 予算増額へ各県要請行動を

政府予算案の策定もいよいよ大詰めを迎えています。図書館建設費については、前年度を上回る23億2,000万円を要求しているものの本年も厳しい状況下、特別のものを除き復活要求が認められなくなる等の懸念も強まっています。予断と許さばい状況にあります。

12月22日頃予算案の提示へ向け、各県選出の国会議員等への要請、国議連、文教委員会、自民党文教部会等への陳情を、並にお願のし文書等によりおすすめて下さるようお願いいたします。

#### (参考)

- ◎ 56年度国書信建設予算総額 85 億 (全公図文書資料調査より)
- ◎ 文部省概算要求の詳細はニュースレター No. 14 を参照下さい。

#### 統計調査資料の所蔵調査依頼

このほど全国統計協会連合会長の各都道府県において実施した統計調査の結果、これらに関する所蔵状況を把握するため、協力を依頼いたします。

この調査による総合目録は、完成した各県立図書館へ7配分223旨に、地方統計資料の初回全国版計画は17主ため7有用な図書館資料と思われ、予調査への協力によってより早くお返しします。

なお、調査は国会より直接依頼があります。(12月15日頃)

#### 調査内容

あらかじめリストアップした項目(図書、選刊誌)について所蔵の有無と記入していただくだけでよい。

#### ○ 対象図書館

各県1館(県立)

#### ○ 回答

昭和56年1月20日まで

#### IFLA '82

開催地: ライプツヒ(東独)

期日: 1982年8月17日~22日

テーマ: 国立図書館の発展と国際的図書館協力のためのデジタル・センター



### 京都市立図書館の新設決る —管理運営を財団委託方式で—

京都市初の公共図書館新設が12月5日の市議会でも決りつめた。

日本図書館協会は、同図書館の管理委託方式について次のような希望書と関係方面へ送って意見を表明し、再考するよう要請している。

昭和55年11月7日

社団法人 日本図書館協会  
理事長 浜田 隆

#### 市立図書館に関する要望

京都市においては、市民の待望久しかった市立図書館の建設を進め、昭和56年4月には開館の予定とされたまわり開館の至りに存じます。ただ最近新聞等の報道によって、新設される市立図書館の管理運営を財団委託にする方針であるということを知り、このような管理運営の形態は全国どこにも前例のないことであり、当協会としては重大な関心を抱かざるを得ません。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「社会教育法」および「図書館法」の精神に於ては、公立図書館は教育委員会が直接に管理運営すべきものと考えられます。したがって、図書の整理など一部の業務を外部に委託した例はあっても、公立図書館の管理運営を全面的に財団等に委託した例は、いまだかつて存在しておりません。財団委託の場合のメリットとして考えられている「市民のニーズに柔軟に対応」すること、あるいは「民間の豊かな活力と発想を導入」すること、まさに今日の自治体行政が配慮すべきことであって、図書館法にもとづく専門職員の配置(図書館法第13条)、図書館協議会の設置(図書館法第14～16条)およびその積極的な運用によって十分に達成されることでもあります。

「文化の時代」とよばれる今日、図書館の整備充実を求める市民の望

望は全国各地で高まっており、図書館の建設数も年々増加する傾向にあります。ただ、図書館は単に施設を建てればよいというのではなく、住民の求める図書その他の資料および情報を確実に提供するという、図書館の本質的な機能が果たされなければなりません。それは、いかえれば住民の学習意欲を満たし、知る自由を保障することであり、図書館は、このように教育機関として学校と比較しても劣らない社会的使命を負っており、それは公の責任において運営されるべきものであります。

財団委託を導入することは、教育文化行政に対する自治体の責任を軽んずるものとなりかねないといわざるをえません。安易にこれにならう自治体が出現することも予想されます。当協会としては、そのような事態に立ちいたることを大いに憂慮しております。

当協会は、京都市および京都市教育委員会が財団委託という前例のない構想を再考され、文化都市の名に恥じない、むしろ他都市が範とするに足る図書館行政を展開されるよう強く要望するものであります。

#### 題 第 1 2 7 号

京都市図書館条例の制定について

京都市図書館条例を次のように定める。

昭和55年12月5日提出

京都市長 松 橋 求 己

京都市図書館条例

#### (設置)

第1条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館を

次のように設置する。

- 1 名称 京都市中央図書館
- 2 位置 京都市中京区築楽松山下町9番地の2
- 3 図書館に分館を置く。
- 4 分館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

#### (事業)

第2条 図書館においては、前条の目的を達成するため、図書、記事その他の必要な資料の収集、整理及び保存を行い、これを市民の利用に供する事業その他教育委員会が必要と認める事業を行う。

#### (職員)

第3条 図書館に館長その他必要な職員を置く。  
2 前項の職員は、教育委員会事務局職員のうちから、これを命ずることができる。

#### (図書館協議会)

第4条 図書館の業務及び運営について、館長の諮問に応ずるとともに、意見を述べるため、図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 1 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前3項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

#### (利用制限)

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、図書館の利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

#### (管理委託)

第6条 図書館の管理は、教育委員会が適当と認める公共の団体に委託することができる。

(委任) \*アソシエイト;事務局付

第7条 この条例において別に定められている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

### 56年度全国図書館大会 運営計画の検討進行中

56年度全国図書館大会は、埼玉県浦和市を中心として10月29日(土)、30日(日)、31日(月)の3日間開催されるが、これに向けて早くも運営計画の検討が開始されている。

今回は、関東ブロックが受け皿となり、公共図書館を中心に協力態勢を組む。運営委員長には武田英治(神奈川県立図書館長)が就任。大会会長には東京都実行委員長には東京都教育長が、小川正定(東京都)が、1月中旬頃に11回実行委員会を開催することとしている。

○運営委員会では、当面各館種部会の希望、意見を踏まえて今後の計画立案に臨むこととしており、このほど公共図書館部会長として大会分科会の持ち方について意見提出を要請があった。

公共図書館部会としては、これまで各館の意見を頂くため、この紙面を借りてお願いすることとして下記により12月23日(火)までに事務局へ回答をお寄せ下さるようお願いいたします。

お答え願う館; 各県立図書館(各1館)

#### 56図書館大会分科会の持ち方について

##### A 部会・委員会が単独で分科会を構えた

- 1 切りあげたテーマ
  - (1)
  - (2)
- 2 会場の座席数 最高  席、最低  席
- 3 他の部会・委員会から合同で申し込む場合
  - (1) 完全に単独で行かない
  - (2) テーマによっては差支えない
  - (3) どうしても差支えない

##### B 単独で分科会を持たず他と合同して構えた

- 1 切りあげたテーマ
  - (1)
  - (2)
- 2 会場の座席数
 

部会の定員を合して 最高  席、最低  席

3 合同の相手方として希望する部会又は委員会名  
(1)   
(2)

C 単独でも、合同でも分科会を持たないが、次のテーマをどこかで切りあげたい

- (1)
- (2)

D 単独でも他と合同でも分科会を持たず、かつ分科会でも切りあげるテーマについて統一する。

以上の設問についてお考えをまとめて頂いた下記へご連絡下さい。

- 12月23日(火)まで
- 都立中央図書館内  
公共図書館部会事務局  
03(442)8451 内283 鈴木
- 郵送でも電話でも結構です。

○なお、お話し合いの都合では、ブロック単位でもって頂いても結構です。早くお返事を頂きたいです。

資料編